

203

特211

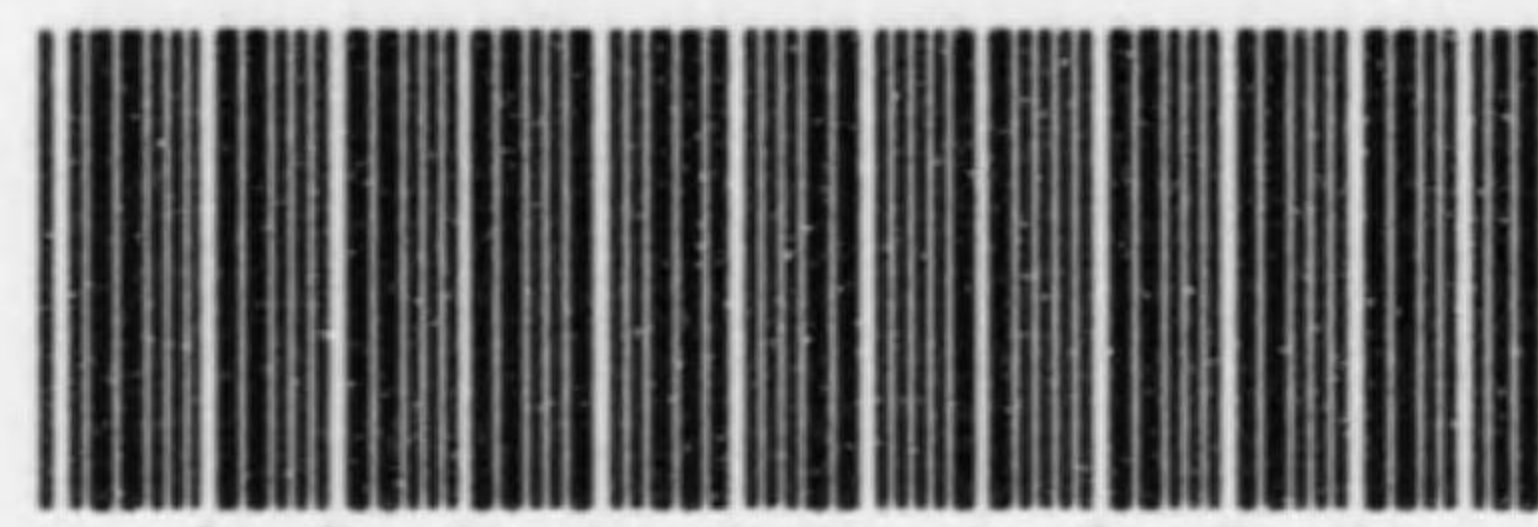
941

非常時諸々相と其解銷

昭和十一年七月 (堀越文庫第一卷)

非常時は軍部に發せず、人心に發す
老壯青年併進せよ、内省以て國事し

衆議院議員 民政黨顧問 永田善三郎



* 0002336000 *

0002336-000

特211-941

非常時諸々相と其解銷

永田善三郎・著

永田善三郎

昭和11

AAC

203

特211

941

昭和十一年七月 (堀越文庫第一卷)

非常時諸々相と其解消

非常時は軍部に發せず、人心に發す
老壯青年併進せよ、内省以て國寧し

衆議院議員
政黨顧問
永田善三郎

序

予、志を國家公事に樹つること茲に年あり、弱冠好んで公事を談じ、二十三

歳、學を早稻田に畢る、當時學生猶未だ多からず故を以て師弟の間隔へたりあること鮮

く爲めに高田當時の學長、鹽澤、田中の兩博士特に懇親を興へられ交遊た今迄た

憲法は特に好んで學修に勉め清水證博士に指導誘掖せられ以て國家綱紀の大本を

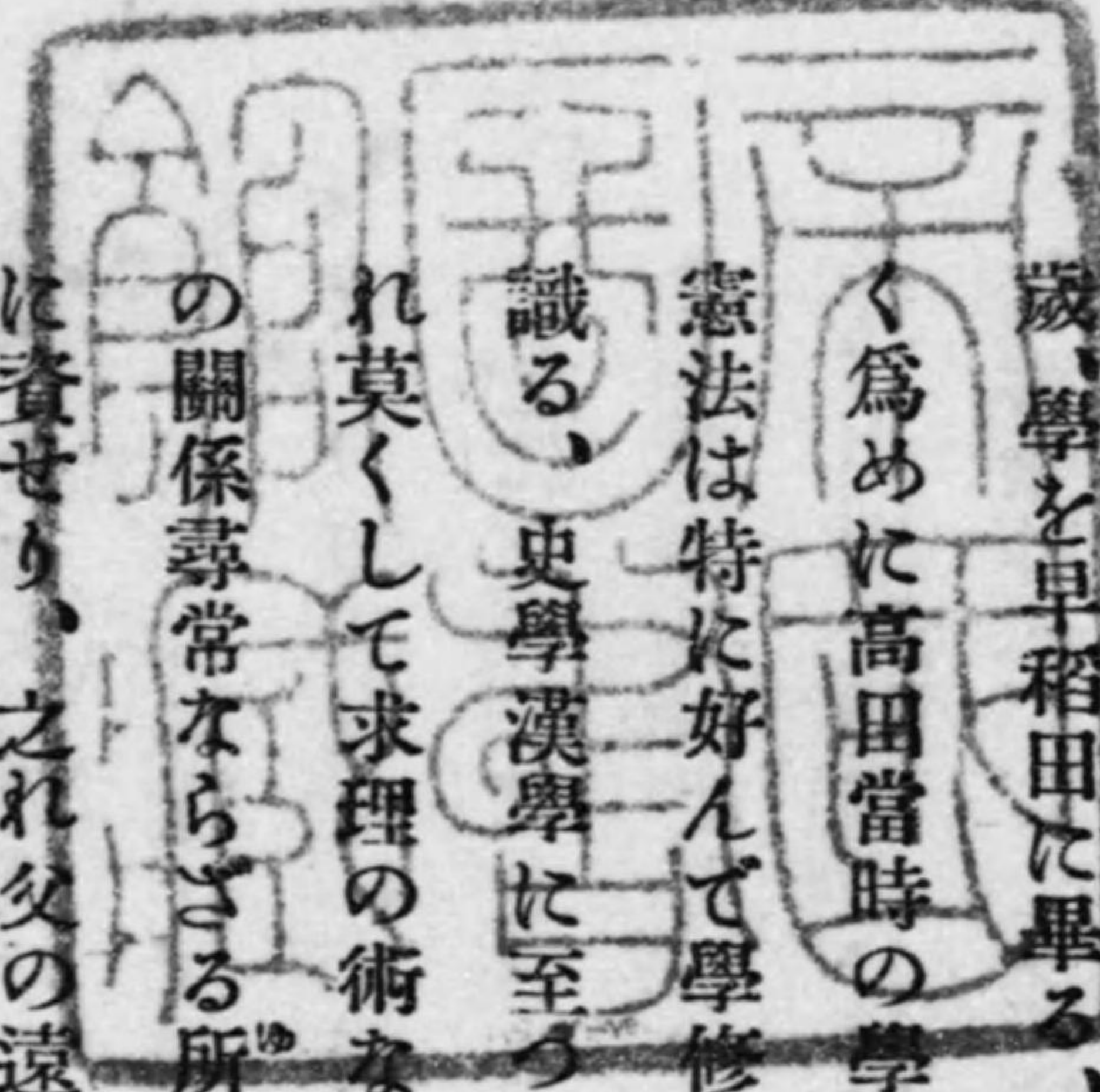
識る、史學漢學に至つては特に師侍する所なきも法理經濟財政を究むるは當り之

れ莫くして求理の術なきを悟り獨り群書を漁る、少年の頃薄縁に係ると雖も家系

の關係尋常ならざる所以を以て岡田淡山翁及重威高鳥氏に寄る、頗る公心を養ふ

に資せり、之れ父の遠慮に出て父の賜なり、岡田良平、一木喜徳郎の兩氏は即ち

淡山翁に出づ、故を以て修學を畢りて社會に出るや其の高風に接するを許され公



事に對して修養自發する所極めて多し、唯、予、生れて狷介不羈加ふるに身體羸弱、命を上司に承けて柔順之れに従ひ、時を限りて事務を裁するの資なし、由て自ら吏たるに適せざるを知る、於茲乎、兩先生の言に逆ひ吏を避けて新聞記者を望み、初め東京日日新聞記者に擬せらる、社長は加藤高明氏なり、俸の薄きを以て之れを享けず去つて職を臺灣日日新聞社に奉ず、高田、田中、鹽澤三博士及岡田先生の挽推に由る、社長守屋氏克く用ひられ高恩謝するに辭なし、居る事三年、守屋氏滿鐵總裁中村是公氏の慫慂により轉じて滿洲日日新聞社に社長たり、予又秘書兼幹部として之に隨ふ、時に二十七歳なり、此時偶々先代安田善次郎翁帷幄の重臣にして後ち安田保善社總理事たりし原田虎太郎氏、女婿善三郎の専恣に會ひ追はれて大連正隆銀行に頭取たり、守屋氏と極めて善く、予、又守屋氏の故を以て寵遇せられ、屢々出入して所謂「生き學問」を承く、一日、原田氏謂ふ「君の志

す所は何ぞ？」答ふるに公事を以てす、氏謂ふ「苟も然らば君の才識今既に世に問ふに足る（素より過褒なり）何ぞ貧賤卑職自ら居らん、速かに財を作して自立し以て獨行すべし（君は慶應初期の出身、犬養尾崎兩先生と交遊あり、審さに其の内幕を識る）要する所は我が銀行之れを給せん、案を立て錢を借れと、予、揣らずも此の激勵に遇ひ直ちに意を決し今日の大連汽船會社の前身たる合資會社大連汽船會社の創立に關與し二十九歳新聞社を辭し世の所謂「月給生活」を終る、守屋先生激怒して許さず重ねて予に囑する所あり頗る惘惑す、原田氏の解により予の前途を祝福され漸くにして先生の許を去る、後年先生と死に至る迄溫容相談ずるを得たるは一に兩氏の恩也、大連汽船に在ること數年傍ら又た自ら産を作すを計る、時に歐戰大に興り隻手空拳克く巨財たり況んや原田氏の援あり多く勞する事を要せず稍々自立の資を得たり、即ち既に新聞社を去り「月給取」を精算し私

心を以て専ら産業を事とすと雖も固と之れ一時の假説、豈に久しきを得んや、即ち一片の公心固より歇まず、故に任を以て天津に住し、北京に遊び、中支南支に往復遊歴の間、漢人と交り阿片を喫し正妻夫人と伍し俗を探ね書を漁り二度革命の軍に内謀し時に支那當路の権力に策す、或は成り或は成らざりしも漢族を識るに大に便を得たり、予の支那觀、大に世人と異なるものは職として之れに由る、併かも當時の（歐洲大戰後）我が士風、軍、吏、民人の別なく靡然として悉く之れ安逸し外、滿洲を忘れ内、政争を事とす、於茲、予、撫然として國事に専心せんと欲し菲力菲才を省みず、産業を一抛し、大正九年三十六歳先輩の許しを受け憲政會公認候補として輕舉妄動、初めて衆議院議員を郷里に争ふ、敗恤は事固より當然なるも世態人情の機微につき大に經驗を得たり、顧みれば乃ち十二年の前、東京日日新聞社長たりし加藤高明氏と此處に不意なくも再び志を同ふするに至り、今や同人異貌

の偉人たる憲政會總裁加藤高明子の傘下に入る。

想ふに予が常に政策を國家の大綱に求め、内政を屑事とし又た黨事とし之れを慎みて深く入らず、専ら軍事外交植民之れ國命の繋る所と成し、其財政經濟産業を論ずるに當りても常に對外政策の加工部面とし總合的に之れを觀察論議せんとし復特に好んで吏心、公心を説きて吏人に控る事極めて峻烈なるは之れ國命を重んじ一身を輕んずる所以、其の因て來たるところ主として其過去の經路に發するものか、或は復た其の天性に發するものか、而して戰敗の後再び大連に歸へる、此時予既に産業を棄つ既に産業を棄てて而して官を好まずして公事を逐へば新聞の外、予に於て能事莫し。因て再び漢文及英文新聞の經營に従事す、大正十三年、歳四十を迎へ還た公事を選舉に争ふ、老大實業家にして政治家たる波多野承五郎氏と小選舉區に對立し二人一位を競うて、予、百敗の危地に在り、加藤子爵の特

別なる應援と先輩友人異情の努力とに倚り幸に大勝し以て今日に至る約十二年也、乃ち志を公事に樹て、より今に至る茲に三十餘年、其間常に公事を思ひ公事に膺ると雖も、職務として篇述せるの外敢て文を草せず、否、草せざるに非ずと雖も、文章は維れ經國の業、世道人心長く之れに繋る、苟も殘存する在つて以て人を愆たば責極めて大なるを想ひ未だ曾て之れを發せず堅く庫中に藏す、古人言あり「著書忌早」、予久しく之れを守る、然りと雖も、予、今既に知命を過ぐ、淺學不識世の嗤と成るを識らざるに非ざるも公を思ひ公に仕へ蓄積を先輩に求めてこゝに至る、多少の言議は人或は之れを容るさんか、而して其の支那知識に發するもの外は近年若槻男爵に負ふ所尤も多し、因て自ら揣らず茲に「堀越文庫」の名を以て公事を世に問はんと欲す、偶々海軍に入官し碌を官に喰ひ、職司の重んずべく綱紀の紊るべからざるを識る、所以を以て言狹く論徹らず事を通ずる鮮きを憾む、

止むを得ざるに出づ。又好んで漢文に徬るは近時の學生殆んど文を作さざるを憾むに因る、夫れ漢族指呼の裡にあり漢學又窮理深し、我國の公事に與らんとするもの歐學に偏して漢學を棄てば以て東亞を事とする能はず「道在爾而求諸遠」と、夫れ維れを謂ふか、予の偶意の存する所、青年を激して文に親しましめんと欲するに在る也、「雜事一束」は候文也、之れ復た同意に出で日用文範に資せんとす、其の「堀越文庫」と稱するは予が郷閭に因む、市住久しければ種を散じ煙滅して跡を絶つ、彼李斯、秦に市斬せられて吳の東門を謳ひ、頂羽、垓下に敗れて江東の兵を招かず、正成、湊川に死して累世の重士を正行に付せり、英雄豪傑事成らずと雖も千歲の下、人をして其志を悲しみ涙なからしむるものは何ぞや？愛人望郷の純情主として茲に至る、現代英國の舊貴族、倫敦に假住して平時多く七百年の古城舊館に居す、復た愛郷に出づるもの也、則ち識る世道人心と國家の基

礎とは、洋の東西、時の近古に係らず、唯、國民の魂魄郷閭に歸するによりて夫れ初めて寧靜長久ならざらんや、百説以て一事に歸すとは蓋し此事か、予、遠州田園の一小族に生れ祖先の遺徳により幸にして以て僅かに一家を哺せるも、公共の資に至つては蓄積の餘業極めて薄く素より自ら克く給せざる也、故を以て之れを公費高士に享けたり、青壯の時曾て然るが如く今日又舊の猶し、乃ち識る多くの先輩友人、特に其の中の二三士、久しきに亘つて予が事に繁からんを、因て常に深く此事を心に銘し菲才に鞭つ既に長し矣、唯、顧みて録々公事に功なきを耻づ、然りと雖も復た私かに想ひ私かに信ず、人、家に餘財なしとするも私事を以て公人を煩すことなく小資以て自ら少年を養ひ老衰廢殘、病弱して公事に堪へざる時、退ひて郷閭に舊館し以て自ら給す、所謂「井を堀つて飲み田を耕して喰ふ」べきものあらば、生涯、私心を一擲して公心を鼓舞し誦辱を人の軒下に忍び以て公心

を伸ぶべし、誦辱幾度、固と之れ私事にあらず、何ぞ耐へざらんや、公心一度傷かば國家を賊し我事休す、縱令痴愚用ふるに足らず資を人に享くと雖も以て私徒するに留意せば、公助自ら備はり恒心窮すること莫く一身恒に寧からんと、偶意は乃ち茲に出づ、茲に「堀越文庫」の巻首に自序し一は以て恩人先輩に謝し他は江湖に批評を待たんとす、幸に微心或は透る所あらんか、予に於て「朝に道を知らば夕に死すとも可也」の感あり、重て燕詞を謝し更らに機を得て、第二卷以下を補綴し以て世に問ふ所あらんと欲す。

昭和十一年七月

著者

非常時諸々相と其の解鎖

目次

- 一、日本講演通信記載「内政と外政」に就て……………一
- 二、非常時は悉く已れに發す……………三
- 三、國費不要の政策軌範……………四
- 四、内省國を寧んず……………五

非常時諸々相と其の解銷

三枝博士殿

永田善三郎

(一) 日本講演通信記載「内政と外政」に就て

拜啓日本講演通信に記載相成候「内政と外政との關係」につき、博士には未見の迂生に候得共我が外交界の騎士的存在と聞く、貴博士の熱論と承り本日通讀して大に失望仕候、勿論敬意を表するに敢へて齋やまかならざる點も多々有之候得共

一、自由主義排撃に之れ急なり。

9 滿洲事變の起る以前十餘年間は……自由主義であつて……あの際我國……軍部

事に對して修養自發する所極めて多し、唯、予、生れて狷介不羈加ふるに身體羸弱、命を上司に承けて柔順之れに従ひ、時を限りて事務を裁するの資なし、由て自ら吏たるに適せざるを知る、於茲乎、兩先生の言に逆ひ吏を避けて新聞記者を望み、初め東京日日新聞記者に擬せらる、社長は加藤高明氏なり、條の薄きを以て之れを享けず去つて職を臺灣日日新聞社に奉ず、高田、田中、鹽澤三博士及岡田先生の挽推に由る、社長守屋氏克く用ひられ高恩謝するに辭なし、居る事三年、守屋氏滿鐵總裁中村是公氏の慫慂により轉じて滿洲日日新聞社に社長たり、予又秘書兼幹部として之に隨ふ、時に二十七歳なり、此時偶々先代安田善次郎翁帷幄の重臣にして後ち安田保善社總理事たりし原田虎太郎氏、女婿善三郎の專恣に會ひ追はれて大連正隆銀行に頭取たり、守屋氏と極めて善く、予、又守屋氏の故を以て寵遇せられ、屢々出入して所謂「生き學問」を承く、一日、原田氏謂ふ「君の志

全なる多數の國民と之れが指導者たる實際政治家乃至廣義の經世家中には左様なものは全然無かつたもの、若しくは到底容れられざりしものなりと之れ又御承知相成度、況んや。

29 夫れにも拘らず我國の今迄の爲政者達は知識階級と共に自由主義に陶醉し平和思想國際主義より出發して反軍思想に到達し……皇國の本壘を置去り……軍部全體特に青年將校……僻目でありませうか。

全く僻目と存候、遠く日清戦後に發せる列國の我國監視は年々歳々其の濃度を加へ一日も晏如たるを得ず以て今日に至る、而して此間に處せる帝國の先達者中（廣義經世家以下同様）時に或は學修階級ならざる方も有之候はんが學窓修學と知識見とは別物にて、是等先達の知識經驗は勿論、國運の恢弘を一身に荷負し渾身の努力を君國に精進せる忠誠に至つては吾人の瞻仰して敬慕常に措かざるとこ

ろ、彼等は國家棟梁の責任に於て、微事を厭はず細事を棄てず、片言隻語に聽き處士横議に對へて苟も之れを看過せず傾聽以て政に資せり、況んや博識慨世の青壯將校の言説の如き進んで之れを聽取せるを疑はずと雖も、世間の所謂「青年將校」に教を乞ひて自ら其の蒙を啓けりと云ふが如きは、博士の惘斷として惘笑に値するのみと存候。

三、軍人の政治不關與は更らに論議の要あり。

31 唯、軍人の政治不關與……國務大臣を通じて閣内に反映せしむべきでありませう。

軍人至上主義者らしき博士としては甚だ不穿鑿の言と存候、寺内陸軍大臣の議會に於ける答辯の前半(齋藤氏に對する答辯)のみを受け入れ、且つ博士の大に嫌はるゝ通俗自由主義者の曰ふ……軍人の政治不關與……軍部兩大臣のみ發言權あ

りと云ふ……此の點は大なる間違に有之、寺内陸軍大臣は後半(淺田男爵に對する答辯)に於て更らに之れを擴大せられたるも……博士は之れを採らず……此の擴大せられたる解釋も猶理論と實際法制に照して透徹を欠き「軍人の政治關與」はマダ／＼廣範圍に行はるべき事あると共に極めて狭少の範圍に止まるべき場合も御座候、現今職に在る多數軍人中には自己職司の範圍を識らざる人々もある次第にて此點は御希望とあれば近日更らに一書を呈し可申候得共、要するに簡單に片付けべきものには無之候。

四、反軍思想とは何物を指すか。

29 前記二の「反軍思想に到達し皇國の本壘を置去り……其他反軍思想……」の文字隨所に有之候得共之れは穩かならざる文字と存候、先頃まで通俗に反軍或は軍民離間と唱へられ候も反軍の意義明かならず、我國の傳統と現在の欽定憲法は、軍

は 陛下に依て統帥せられ、統帥の機能は 陛下の御意思によりて發動せらる、統帥編成大權即兵馬大權即軍權……乃ち略唱せば軍權即大權……と云はん、此の關聯に於て反軍の文字は容易ならざる意義有之濫用混使を慎まざるべからずと存候、思ふに反亂と叛亂とは其の意義に於て天地霄壤の差あるが如く、特に博士の場合に於ては「國防施設輕視の態様乃至思想の描寫に「反軍」の文字を使用し居らるゝが如く感ぜられ候、乃ち40 尙外交と國防の一元化云々……に照せば國防施設即軍と觀念せらるゝ様見受けられ、次で40 國防と外交は共々國策にして一體二様とあり……全くその通りと存候得共、但し共にとあり、國策か「共に國家の政務」か……策に非ずして國家主權固有本然の能動態様なり……此の態様を國家の政務と云ひ國家の機務と云ふ「策」に非ず、と存候得共、それは兎に角として國務遂行の態様は數種の型に分割分系せられ臨機應變あるは博士の承認せらるゝ所に御

座候。然り而して此の場合に於て政治論としては重軍論あり、輕軍論あり、國務遂行の思想として偏文思想あり偏軍思想あり、平和論あり主戰論あり得べけんも反軍思想は「結黨執武以抗勅命」叛亂思想以外、求めて之れを得べからずと存候、若し否らずとせば博士の40「此の意味に於て……露國の不侵略條約承認」の如きは「軍部の現に執りつゝある條約締結反對政策」に反對する態度にして、一派の人々をして云はしむれば「所謂反軍思想」と相成り可申と存候、貴官の不侵略條約締結論が平和主義であり、且つ自由主義者の好んで主張する所には御座候得共小生はこれを反軍思想とは存じ不申、但し貴官が動もすれば簡單に「反軍思想」の文字御使用につき茲に「容易ならざる文字」なる所以を、貴官の意見を拔萃して闡明せるもの「反軍思想」の文字は社會の秩序、人心和平の爲め自他共に御注意可然と存候。

五、軍部に對する阿諛便佞。

八

31 從て彼等は……今迄の爲政者たる自由主義者が放棄した皇國右翼の本壘。

右翼の文字意義を成さざるは勿論にして有無相關せず從て右翼の文字を削らば全くの暴言といふべく、帝國臣民中何人か皇國の本壘を放棄せんや、況んや「爲政者」と指摘せる如きは誠に重大なる言説と存候、特に我が現役文官たる貴官自ら耻づる所なきか、我々は貴官の如き内國政治の盲目者に帝國の重大なる外交を委任するに忍びざらんとするものに御座候、更らに 33「軍人は一般同胞に向つて……權利がないであらませうか」に至つては全く驚き入りたる悖理の言にて小生は斷じて「無い」と信じ候、博士は軍人と戦争とを同視せらるゝか、臨戦時の、又は交戦時の武力構成單位たる軍人と、平時國防安全感の構成者たる軍人とを混同せらるゝか、斯かる組織なき言論は博士の爲めには敢て悲しまざるも小にしては

我が外交機關の爲め大にしては帝國臣民の正義公道の爲め痛嘆に堪へず、特に軍部に對する阿諛便佞は 31 と共に唾棄すべき小人の言と存候、若し夫れ茲に貴官のいふ「出征に當り生還を期せざる軍人あり」而してこゝに「君命を外に奉じて生還を期する外交官あり」とせば乃ち其の人こそ「生活費の一部を割きて國家に向すべし」、徴せられて兵たり將に、敵國に入る……帝國臣民の内、何人か夫れ生還を期せん、一定の兵役年限と特定の定年制とを基本とする、有年限制の特定期間を、特種勤務期間とし、任を退けば乃ち一般の臣民たる軍人を、國民と遊離して考察するが如きは名譽ある帝國軍人と、名譽ある帝國臣民とに對し、其の忠信に等差を設くるもの、博士の意見隨所に此の矛盾撞著あり、帝國は國民皆兵にして一家の内、父兄弟子、兵たらざるものは極めて尠し。博士の一家親朋は夫れ如何？、殊に今日に於ける軍の構成は人と物とに在り、物たる機材の組成に當りてさへ平

時民命を損する敢て戦時に譲らず、然るに人と物との區別にあらず、臣民と臣民との間に差別を置き、之れを貶して彼れを揚げ、以て日日新陳代謝して臣民全體に迫るべき特定時の特定臣民に媚び、以て國防に當らんとせば所謂廣義國防は夫れ之れを何れに求めんか、貴官のいふ³⁴「時局認識の鍵鑰は正に茲にあるのであります」、舉國時艱の克服に一致すべき今日の非常時を愆るものは乃ち「斯の如き」妄想と存候、敢て博士に返上し御再考を乞ひ申候。

六、現状維持は靜止退嬰にあらず。

³⁴自由主義者は……日本は安定して居ると見たがるのであります。

之れ博士等外交官の事か、所謂現状維持とは靜止にあらず、明治大正昭和の爲政家中、何人か帝國の靜止安定を信じたる？、之れ博士の誤認なり、吾人は駭々たる日本帝國の七十年間、一日を儉安せる經世家あるを知らず、上に 聖天子を奉

戴し、憲法欽定の條章に遵ひ、皇基の恢弘、國運の進展を信じ、焦燥せずして安定し、以て國命の無窮を信ぜり、安定とは此事なり、窮まりなき世界の動搖、因て惹起せる帝國の不安……内外種々相の脅威……國命の不安を疑ふにあらず……その遂行が坦々たらざる脅威と不安、之れを識らず、之れを感ぜず、之れを邈視せるものありしを聽かず、内に改むべきを改め外に備ふべきを備へ以て今日に至り、些々たる一事猶且つ現状維持靜止を以て満足せざるなり、彼等は、唯、焦燥して不慮、朝三し暮四せざりしのみ、その所謂現状維持は國體の本義と其の本義を顯現せる諸々の制度とに存す、博士若し「國民各層が日夜勤勉して休むことなく、稍々其の緒を得たる我が國力顯揚の近時を看て」我が各界の先達が「國力の充實により自由主義萬能を信じ國命を忘れて儉安苟且し現状維持に吸々たり」と爲さば、之れ博士の妄斷たるは勿論、翻つて博士自身の認識不足を現實に暴露せるものと存候。

七、内外情勢の無識憫むべし。

二三

37 蓋し外蒙に於ける……合作による紅軍云々³⁶ 七萬の蒙古兵と合作せば其勢怖るべし……云々。

博士のソ聯論中、内外蒙古支那大陸西邊に關する觀測は少しく悲歌慷慨に過ぎざるか、蓋し外蒙の人口六十萬に過ぎず、内外蒙古新疆甘肅西藏其他に亘り支那大陸西邊の雜種族合計三四百萬に足らず、縱令其の疆域は廣大無邊なりとするも、人は世紀の人にあらず地は無耗にして荒漠たり、人を求めて牛馬に劣り、物を求めて砂礫に及ばず、現代の事にあらずと存候、但し之等を除外し端的にソ聯の東方進出と云はゞ、これ帝國現下の最大關心事にして我等又た共鳴す、外交官たる博士が此の如き少數無力、否ソ聯の東方進出に對し寧ろ其の妨碍的存在となり露人をして之れが越境に苦心慘膽せしめつゝある人獸的原始生民を、國家組織の基本た

る民族視しソ蒙聯合といふに至つては、恰もニューギニアの面積が我が本土の何倍に當るを見、二十萬土人の食人種族(?)たるを聞き、ニューギニア和蘭の聯合軍怖るべしと論議すると一般、抱腹絶倒痴人の夢物語りと存候、今少しく眞面目なる御意見を望み候、斯の如き認識を以て先人政治家を「敗戦主義者」と罵らるゝに至つては博士の常識を疑はざるを得ず、戰の意義は孫子に在り、百戰百勝、非善之善者也、不戰而屈人之兵、善之善者也、故上兵伐謀、其次伐交、其次伐兵。我が海軍兵學校の現に教ふる所、兵戰の理、千古不渝ず、博士今職に外交官たり、戰はずして人の兵を屈せよ、常に列國の謀を伐ち、次て其の同盟協商を伐て、我が軍部は乃ち人の兵を伐たん、外交、謀を伐たず、交を伐たず、故に兵之れに代らざるを得ず、二重外交の因て生ずる所以乃ち茲に在り、世俗いふ、他人の疝氣を頭痛に疾むと、此の例、論說の中尠からず、その一を示さば即ち37³⁸「桂小村を大政治家

とし(之れに異議なし)以後自由主義者や議會政治家が斯の様な俊傑をして事を爲さしむるか、どうかを疑ふ」と云ふが如きは全く史實を無視せるものにして、日露戦争は「國論の沸騰と之れを反映せる議會に於ける對外硬の論議に壓せられ、特に前年末に於ける廣野廣中議長の内閣彈劾を主題とせる勅語奉答文に刺戟せられ、此處に大に促進[○]されたるは日本歴史の明示する所、歐戰參加、八八艦隊の建造、對支二十一ヶ條、悉く之れ議會之れに賛し先達之れを指導せざらんや、博士も亦官僚の議會輕視、大臣尊視にカブレ居らざるか、特に自らの疝氣^{おさ}を治むる様御忠告申上ぐると共に 38 の「ケマルバシヤ」その他外人の識見を御紹介相成るは、大臣又は獨裁尊視の貴官として無理からぬ次第に候得共、其の尊視は現代人の、若しくは一般國民の視野に遠きものに限らるゝは如何、御示しの歐洲に於ける混亂國家の名物男程の者は現代我國にはゴロ／＼在り、決して驚くに當らず候、七十年にし

て今日の日本を築き上げ、現在之れを加工しつゝある明治以來三代の各界先達は、その一人一人決して凡庸人とは存せず、勿論現代の重臣、先達此の内^{ひだり}に在り、眼に見へざる彼れを擧げ、今を擔任する一人、一黨、一團を「斷じて斯の如し」と妄念して罵詈譏諷するは國家秩序の爲め如何かと存候。

八、國策視野の貧弱と淺慮。

39 其際南進論はあり得るも……精々經濟的で云々。

博士の國策は茲に至つて全く今日の日本に盲目なりと存候。

十對十の對外策、敢て軍備と云はず全體的國策として「ならざるべからず」と云ふ博士は、「何れに於て十對十の我が資源を得んと欲するか?、我が國運が近來頓に開けたるは何れの方面なるか、大陸政策の重荷に屈せず稍々其の目的を達し得べしと確信し得るに至りたるは乃ち大陸政策と併進せる、否寧ろ一步前進せる經

濟的南進政策の賜にあらざるか、帝國の商船は今、北向か、西向か、南向か、東向か、職を外務に奉じつゝ、邦船は今、西太平洋に南向し以て經濟的霸權を世界に争はんとしつゝあるを識らざるか、今期議會に於て、遞信省と、博士の俸祿する外務省は如何なる法案に努力せるか、乃ち航路統制法にあらずや、同法は何を目的として發動せんとしつゝあるか、即ち我が經濟外交の樞軸、依て以て十對十の世界政策を支持せんとする一大支柱は南方遙かに西太平洋に在り、貴官何を以てか「南進は精々經濟的であり得るに過ぎず」と云ふか、國命は今、こゝに係る……なり、無識淺慮驚くに堪へたりと存候。

九、歐學歐醉を去れ。

次に博士は「經濟至上主義」は誤りなりと云ふ、もとより然り、但し其位の事は帝國の政治家は能く承知致居候、博士が本文によりて「青白き現代の所謂イ

ンテリー」を叱正さるゝならば小生又た何等異議なきものに御座候得共、苟しくも帝國各界の實踐的指導者が「斯く在り」との論策には全然反對に有之、此點貴官の國內事情認識を疑ひ、且つ夫れでは「外交官が役に立たぬ」も無理からぬ事と存候、小生は常に駐外久しき外交官に對する國內事情再教育を主張し居る者に有之候、(その理由は茲に陳べず候得共特種機關たる陸海軍々人には再教育機關たる陸海軍大學あり、同じく特種機關たる外交官にその必要あるは常識なり) 貴官の如き異色ある經路を辿りたる方にして猶且つ國內各界に於ける「高級指導階級」の「國家奉仕」の眞情と「世界的識見」の所有、とを知らざるに至つては愈々再教育の必要を痛感する次第に有之、弱國佛蘭西、窮乏獨伊の如きものと今日の帝國とを同視するは如何かと存候、佛蘭西のユダヤ化による亡國行進は二十世紀のジヤンダークも遂に之れを阻止し得ざらんか、自暴混亂をムツソリー、ヒットラー

によりて彈壓されたる獨伊兩國民の無氣力、無學、無思慮、無理想、加ふるに無手段を以てして能く民族國家を維持し得るや、我等は之等三國の明日を識らざるもの、一は左傾し二は右傾す、久しからずして亡國あるのみ、識見蓋世、公心豊富の偉人傑士とは此輩のことにあらず、桀紂董卓、王莽の比類か、獨逸帝國の二代四十年、伊王國の三代五十年既に亡し、以て範とするに足らず、貴官歐化を排しつゝ、歐醉するは如何？、夫れ白人歐洲、其の大陸の東半は曾て成吉斯汗の巨手を遁れて茲に八百年、群少國を成すと雖も露西亞の外素より云ふに足らず、佛蘭西以西は今や、急角度を以て將に退化しつゝあり、其情恰も支那大陸の春秋戰國時代に類せずや、乃ち燕趙悲歌の士頻りに興りて合縱連衡日も維れ雷ならず……國際聯盟か……故王を斥け新主國を建つるも糞土の墻復た塗る可からず、六國繼ぎ繼ぎに破れて秦遂に海内を統一し異種異族を合せり。上古は云はずシャレーマンの中歐大帝

國、封土分裂して煥帝之れに繼ぎ直下してナポレオンに臻る……周業興り中道にして晉齊霸王と成る……ナポレオン破れて露獨塊伊佛西群雄割據す、之れ即ち六國なり、歐戰大に起りて諸國分裂、王位散逸す、之れ春秋戰國なり、秦たるは夫れ露か、或は下つて次ぎの獨逸か（ヒトラー獨逸に非ず）佛伊の如きは我等は遂に露獨に潮宗するを見んのみ、吾人の備へざるべからざるは歐亞ともに夫れソビエツト露西亞か、次ぎに博士の云ふ思想經濟に關する諸々の學說の如き、今日之れを獨り歐洲に發見して紹介之れ努むるは淺學の致す所、支那大陸は既に三千年の昔に於て是等の思想と施設と併せて之れを消化吞吐し漢代に至つて休めり、夫れ猶太のフリー、メーソンは支那大陸に於ける鹽梟と彷彿す、其の暴富を以て國家を蠱毒せる素より云ふを俟たず、而して之れに由て漢代の鹽鐵專賣制度即ち今日謂ふところの統制經濟を生せること、群居以て生を營む人間社會の制度考案は古今東西其

の軌を一にすと知るべきなり、博士の云ふ「國力充實して爲政者は儉安苟且に墮せんとす」も又た既に屢々支那大陸に於て經驗せり、何ぞ敢て自由主義の餘弊と謂はんや、即ち前漢の百年、國民の蓄積王侯を凌ぎ民權横逸して國憲を破り奔馬の勢ひ制御に途なく遂に則天武后の亂を作して亡國せり、後代の天子爲政家依て之れを鑑とし、國民暴富の、亂楮たるを戒め、民力を費するに外征を以てす、近世に於ける明初永樂帝の海陸大遠征、清朝前半四代に亘る四方討伐、威、民力を疲弊して以て内治に便せんとせるもの、歐人未だ此の理を識らず、マダムスミスの貧民經濟學、貧國經濟學が、新殖民地領有乃至開發といふ、經濟法則にあらざる、政治的施設によりて、稍々久しく澁滯せざりしに依り、知慮周密の英人も今日に於て猶ほ其の亞流を遂ふ、英人に劣る群少歐人がフリー、メーソンの横行により、暴富の後亡國に至らんとするは素より當然なり、自由主義を以て金科玉

條と心得、資本主義の是正を以て國家運營の危機を闢かんとするが如きは歐學心酔の餘弊、貧民求富を基本とする片面的經濟學の淺識に因るもの、自由主義乃至資本主義その物がもと／＼實在にあらず、單なるユダヤ經濟學の擬構擬律の觀念論に發し修正、制限もと假空の論議なり、博士が一以て十に當るの覺悟を説くはよし、然れども其理論も又たユダヤ理論にして歐洲的謬理なり、即ち一の不足にして十の足るに非ず、主觀と客觀との相違のみ、國家生活を主觀して樂地らくちと信ぜば一以て不足に非ず、個人生活を主觀して樂地と信ぜば十以て足らざるなり、漢土大陸の主權者及び指導者は各時代を通じて四千年以來常に此の見識あり、只、ユダヤと同巧異曲の老壯、道教の人民、之れに従はざるに因て亡國を成せり、我が日本は君民ともに知見具備、公心豊かにして常に此の用意ありて其の見識を行へり、所謂日本精神は即ち此の情を溶解し此の理を融合凝固せる民族意識にして、

民心 皇室に潮宗し 皇恩萬民に普し、富を尊重するは其貌經濟至上主義に類し、民權を尊重するは其貌自由主義に類すと雖も、其の尊重する所以のものは、即ち以て國用に供せんとするに在り、一人の能を自由にして以て萬民の不能を補ひ、一人の蓄積を其意に任し以て萬民の不羈勵精を奨めんとするものなり、我々日本民族は、一千六百年を遡る中古に於て漢學して漢化せざるなり、明治以後僅々七十年、歐學之れ努むと雖も焉ど夫れ歐化せんや、少數淺學のもの、歐醉して異説を樹て「明治以後現在に至る帝國各界に於ける先達に對し「給料稼ぎの伴學インテリ」と混説せんとするが如きは、事、極めて中らずと存候。

以上主として貴官の所説に即して卑見申述候、就ては以下少しく我等の愚見を陳べ以て博士の叱正を賜らん乎。(六月十九、二十日)

(二) 非常時は悉く已れに發す

一、公心公職し、他責せず自責に還る。

三軍不和難戰、百官不和難治と謂ふ、即ち戰に臨んで將士和せず治に蒞んで吏民相攻めば唯だ事を破るのみ、此事凡そ自恣に發し他責に終る、小人の成すところ概ね此の弊に陥らざる莫し、然して現代の我國に於て百弊の根本を爲すものは各層の國民相率ひて「官私の月給取」を愛好し、一人傳來の稼業を棄て、之れに赴けば他の一人は又た學習以て之れに次ぎ滔々風を成して大衆遂に之を追ふ、併かも時と歳とを重ねて、事、志と違ひ漸く其愚を悟るも既に四周寂莫にして頭に二毛を見る、茲に於てか同病相憐み同患相倚り、由て其の立つ所の本質に悖り、座ながらにして自恣放逸の醜行を作さんとする者、今、一世に充つ、之れ所謂「洋服細民」

にして「公私官僚行進繪卷」又の名は「昭和時代繪卷」なり、一轉して社會不安、再轉して國家非常時、極めて廣凡なる各種異態發生の一大溫床なるなからんか、夫れ「月給取」とは如何なるものか、乃ち勞務と報酬との交換を基礎觀念とし之れに長年月の雇傭關係を豫想せしめ、又は約束して（官吏の身分保障令の如し）其の精勤を獎勵する制度なり、故に被雇者たる所謂「月給取」は、一組織の一機關として其與へられたる職司に對し全的努力を傾注し夙夜にして足らず依て僅かに其職司に對する責任を完ふすべし、乃ち知識才能以て其職に對へ勞務勤勉以て其責を塞ぎ以て其報酬に充て、剩す所なかるべきなり、然るに現今の世態を見れば、此の關係に於ける存在たる「官私の吏僚」は其本來の資質を忘れ、自己の生活資料は天意によりて授けられたるものか、或は又自己當然の既得權利と信じ、其の關係發生の當初に於て、特定條件の成就により、特種考慮の添加によりて、僅かに其の端緒を

開きたるを思はず、自恣放逸、己れの職司を超へて知識と矜り、他事に亘りて材能と稱す、敢て國家社會の求むる所にあらずと存候、若し夫れ己れの知識は職司に剩り、己れの才能は職司に溢ると信せば速かに此の雇傭の關係を離れて才識以て世に處すべく、特に其の公心に出て、職司權限己れに於て足らざるものあらば速かに其職を去つて公心を伸ぶべし、何ぞ雇傭の關係に跼蹐して謾りに逸脱を爲さんや、思ふに現今我國官私吏僚の鮮からざる人々は「其の初めに當りては勿論、場合によりては現在の職司すら其の或者は「公心歇み難くして之れを求めたるに非ず、單に生活の便否に出づ……若し茲に極端なる形容詞を許さるるならば……高官高職碌あるが爲め彼れ之れに趨る、公事を逐ふに非ず碌を逐ふ也……即ち彼れ公心を以て公職に在らず、私心を以て公職に位す、故に他人又た之れに倣ひ私心を競つて公職に赴かんとし、他人を責めて寧日なく、口を國務に籍り、公共に籍り、

國家民人の憂ひに籍ると雖も求むる所は即ち自己生活の擴充のみ、即ち公論沸騰するは公心の所以に非ず、私利私慾に發す、故に公議國策市井に汜濫し積て山を成すも公事一ツの進展なし、然して之れを治むるの術他莫し、唯、國民各々（勿論官私の吏僚を包む）自責に還るに在り、其の公と私と何ぞ擇ばん、今の世、國家社會の組織、機構、復雜、繁多にして一を公と謂ひ一を私と謂ふはともに中らず、公私ともに國命の繋るところ、一事の以て埒外たるもの莫し、愛國の士は即ち之れを思ひ之れを識り吏たる者は嚴に職司を守り、民たるものは堅く稼業を守り蹇々服用して以て忠信を伸ぶべし、若し夫れ私意を驅つて公に偽裝し、俸祿を輕んじて他事に逸らば渠の盜人の盜資と擇ぶところ勿らん、近頃我が海軍大臣永野修身氏其部下に訓示するに當り常に謂ふ、現代の風潮は「舉正滔々人に待つに嚴、己を責むるに緩、而して擬裝愛國の妄説を信ず」と又謂ふ「聖訓を紊り本務を離れ

隸屬を忘れ處士横議に倣ひ統制を破る勿れ」と、言詢に簡なりと雖も克く時弊に中るもの古人の所謂「以聖賢律人、以衆人待己」もの、寔に戒心の要ありと存候。

二、官尊民卑を去れ。

民を卑むは我れ之れを識らずと雖も官の尊ぶべきは我れ之れを知る、但し官の尊ぶべきは、民、之れを尊ぶに在つて、官居するもの自ら紊りに尊貴を誇るは即ち値らず、屑々たる事務勞務、旨を上司に承けて事を機械的に處理するものは其の官吏たると民間會社の一員たると何ぞ夫れ擇ぶところあらんや、其の上級に座し下級に沈むと雖も共に本來無權にして無責なり、委任を法令に求め權を上司に承く、悉く之れ所謂刀筆の吏、何ぞ自ら尊大あらん、流弊久きに亘つて風を成す尤も慎まざるべからずと存候、近來官私の吏道極めて遲緩を來し舉世惡風を増長し其本分職司に悖り分度を忘る前章既に之れを説けり豈に茲に再説を要せんや、吾

人の此處に云はんと欲するものは所謂る民たるものに對して云ふ、凡そ一國の興亡隆替は民の賢愚に歸す、之れを我國に就て論ずれば、皇室の外悉く維れ民、民の中特定のものを限つて時に吏となる、本來民として生れ、時に志し、時に徴せられて官吏となるも病弱中斃するにあらざれば必ず民に歸し老を待ち吏に對して命を終る、然るに我が國人は吏、特に官吏に愛著憧憬し尊崇欽仰之れ雷ならずたゞ「公を論じて私事に亘るは甚だ恐縮に堪へざるも、予、近頃官に叙す、友人先輩、大官と稱して待遇極めて篤く、從來出入の下人、禮讓大に異様あり、従前と異らざるは極めて小數篤に親睦ある有識先達の士のみ、私かに憶ふ、予、官に入りてより自恣報公の便を失ひ小なりと雖も寧ろ却て國家に於て忠信伸ぶべからず即ち失ふ所あるも加ふる所なし、而して人、その人は予にして素より變らず、入官を前後にして賢不肖に差あるに非ず、忠信固より然り、併かも人の予に對するや斯

の如く夫れ違ふ、甚しき哉、國人の官を好むや」古人謂ふ、王、細腰を好んで國人菜色あり桓公、紫服を愛して市井紫布を絶つと、局地の一王、一公、能く市人の俗を易ふ、況や萬民、官を好みて亂楷茲に萌さきらんことを欲すと雖も夫れ此れを如何せんやと存候、吏道頽廢し綱紀日に緩む又た宜なりといふべし、然り、然りと雖も之れを専ら官吏の責任に歸するは中らず、事を見れば即ち然り、由て來る處を考查反覆せば其責は乃ち却て之れを好官の民心に歸すべしと存候、帝國臣民たるもの、帝國は一君にして萬民、君は維れ萬世無窮、民も又た維れ萬世の隸民、君側に官して權に位する者は期間を限られて任に在る隸民にして本と之れ同根同種、只、時を異にして其の位に在るのみ、何人と雖も異日必ず其の位を履み、異時必ず其位を去らざるべからず、敢て過當に之れを尊視すべからず、況んや高權を承けて君側に官するに非ず、滿應の吏、其多くは日々層々たる些事を處

理するに過ぎず何ぞ過當に之れを尊視せんや、然るに我國現代の民たる者、民として忠信を國家に捧ぐる尊嚴に自覺せず、故を以て本來國家統治の機務にあらず、官私兩面唯だ時の便宜に由るべき收利操作の官業官廳の吏人に對してすら、相互營利の應接見識なし、民の自ら卑屈する亦極まれり、夫れ國家は少數の官と絶對多數の民とに依つて構成す、故に民心の興隆なきところ國家の繁榮は期すべからざる也、然るに現状は乃ち斯の如し、國家非常時なからんとするも豈に得べけんやと存候、明治大帝夙に之れを憂ひ民心の暢達を料り以て治に便せんと欲し賜ひ我等に欽定の憲法を授け給ひ以て民の倚るべく以て民の起つべきを示さる、憲政の中道官僚閥族之れを不便とし停憲の説あり、帝、沸然として之れを斥け挫折なきを得たり、憲政は乃ち素より皇心に發す、今年亦聖詔あり、我が皇素より専制、ファツシヨ、權力權化の霸道を指さず、民族團結の道義に基き信を

以て國を樹つ、信は乃ち立國の精神なり、故に皇意民心、信に歸一して治を成す、故に憲法の有無の如きは單なる形式に過ぎざるも中世以來久しく之れを紊る、因て信を明徴し以て相ひ頼るべきところの信を示し其の限界の一として欽定憲法の成文あるは以て治を成し民の倚て起つに便ならしめたるもの、但し欽定の成文は便の一のみ、信、茲に盡くるにあらず依つて加ふべきあらば更らに之れを加へ、依つて除くべきあらば疾かに更らに之れを聖詔す、即ち我國既に久しく欽定憲法あり而して毎に聖詔以て信を明照せらるゝは此の所以なり、欽定の憲法は固と維れ聖詔、不時の聖詔又た維れ憲法、ともに信の成文にして信の範なり、我々臣民は唯謹で之れに倚り之れに頼る、論議以て聖旨に對へて職司に適ひ、從順以て聖旨に遵ひ職司を超へず、乃ち上下の議員は縱論橫議すべく、上下の官僚は權を官制に限る、而して民たるもの憲法の條章、法律、勅令の明文により、

其の主張すべきを主張し其の守るべきを守り、官を敬すると共に又た自ら尊み以て民心の暢達に努力すべきものと存候、若し萬民之れに勉めず、一は官尊し一は民卑して相推さば、吏道徒らに高くして民心愈々低く、遂に官民遊離して相倚らざるに至り官僚の群は、皇と民との中間に層を成し以て天日を壅蔽し其情恰も中世紀に類するに至る無きを保せず、近頃流行の官業による統制機構の如きも此の傾向に拍車するものにして、此の觀點よりする論議を許さるゝならば、大に戒心の要ありと云はざるを得ずと存候、要するに國家一日も吏なかるべからず、吏は明君國を治むるの機關なり故に民、之れを敬するはよし、唯、敬愛の餘弊に陥り自ら之れを求め國を擧げて好官の民たらば官吏官業、單り熾んにして民業建たず、亂楷茲に萌し、國家將に賊あらんとす、吾人が重大なる時弊の一として既に陳腐の言たるを知りつつ茲に官尊民卑の風を擧げ然して其弊の因て生ずるは其責寧ろ民自

ら卑むに在りと論ずる所以に御座候。

三、民、吏僚を煩す勿れ。

我等前章に「公心公職」に座するもの鮮きを謂へり、茲に吏を煩す勿れと謂ふは稍々矛盾の觀ありと雖も、事、必ずしも然らざるは、我等が説いて以て其の心に中てんと欲する對象を異にするに因る、乃ち公心公職の説は以て専ら公人の心に中てんとし、此處に説くは乃ち以て民たるものの中に中てんと欲するものに御座候、予今入官して職に在るは上既に之れを説けり、而して予の官職たるや世間周知の如く、世、目するにイボ役人を以てし之れを人身に例ふれば即ち盲腸の類なり、汜らに高位に在つて權軽く、職は機務に參するも事を裁する數ふるに足らず、故に日日參衙するも考查檢閲極めて易し、然るに在廳數時間の中、訪客雜踏して寸暇を得ず夜又公務に關する會合宴席あり故を以て入官の後ち茲に二ヶ月、稍々重

要と信ずるものに至つては常に家に歸りて之れを思索し以て僅かに其職を塞ぐ、
冗官じょうくわんにして猶斯の如し、然らば吏僚を本然の職務とし、二十年乃至三十年を繼
續官仕して高官に至り、一省の主腦に座するものは機務に參する極めて繁く訪客
殺到雜務山積するは素より當然の事にして、其の練達堪能は我等の比にあらざる
は勿論なりと雖も、併も在應僅々數時間にして克く之れを處理し得べけんや、想
ふに形式は即ち之れを處置すべきも、考慮周密、表裏反覆に至つては之れを信ぜ
んと欲するも能はず、即ち實務下僚に移り、重事輕權に決す、於茲乎、遂に下剋
上の氣風を生じて綱紀を紊る又た止むを得ざる也、以是觀之、今日の官場會社、
吏多くして吏務日に澁滯する所以のものは吏の勤怠能否の外に訪客雜事、吏を煩
はすの一事を加へざるを得ざると共に其責任の大半は民たみ之れを負はざるべからず
と存候、即ち予をして謂はしむれば「好官の民、私用を以て諷りに官を訪ひ雜事

を以て之れに頼り以て吏務を妨ぐ之れ現今の一大通弊なりと」

予曾て加藤高明伯に仕ふ、苦節十年在野の時なり、濫りに參邸すること月に數
度頗る伯を煩はす、友人之れを看て予の特權と稱し、心中私かに予の出入節度な
きを嘖め他日必ず信を失ふべきを嗤ふ、予敢て意とせず之れを繼續する年あり、
伯、志こころざし容れられて大任を總理に帶ぶるや、予、足を伯の門に絶つ、人、予を通
じて事ことを伯に託するあるも之れに應ぜず極めて異變あり、家人妻兒之れを見て大
に疑ひ其の違ふところなきやを憂ひ一家咸沈みなむ、數月の後ち、伯、公事を以て興
津に西園寺公を訪ふ、予、伯の言を承けて隨行に加はる、往復の間雜然として禮
なく其の暴狀予に於て特に甚だしく殆ど惡童と異らず、傍人啞然とし又た鑿鑿す
ること窮り莫し、併かも伯一語之れを咎めず、其故何ぞや、當時先生の總理の任
に就くや、予、先生に云ふ「私事を以て先生を煩すこと茲に年あり先生今日台閣

に主班す、今日以後私事を以て先生に見えず、稍々公事に屬するものありとするも僕の關するところの如きは、事、もとより些事、敢て總理の掌るところにあらざ、故に先生の重任を去らざる限り遂に見ゆるの機なきを悲む、願くば閑時に當り氣自ら寛かなるあらば先生夫れ自ら許せと、伯之れを善しと稱す、故に此事あり、伯、今、然諾を果たせるなり、想ふに大任の人、一分時にして大事を決し又た一分時に休息を取る、其の公時と云ひ私時と云ひ、出てて務め入りて休むといふも凡て之れ公に奉ずる也、權に大小輕重ありと雖も吏として以て職司に奉ずる道に至つは即ち異らず、世人多く之れを思はず、公人を煩すこと極めて繁し、民の失たるや云ふを俟たず、夫れ民たるもの良吏を得て時務を擧げんと欲せば、鮮くとも私事を以て吏と公館に私交する勿れ、之れ民、自ら良吏を造り民、自ら良吏を愚にする所以にして政務凝滯の一は即ち此處に發すべしと存候。

四、老壯併進して忠信を伸ぶべし。

夫れ識者、史を披きて何を見、史を伏せて何を憶ふ乎、國家興亡の跡歴々として今日の如し、併かも我等今に至つて未だ知る所なきは彼等が求めて休まざりし國家興隆の尺度限界なり、即ち彼等が國を樹つるに當り或は國を保つに當り其の興隆に限界を措きしや否や、我等は古往今來幾千年、強弱幾百千の國家に於て膨脹繁榮に限度無く標準無く、唯だ求めて達せず遂に亡國を成せるを識る、即ち國家生活の本能は唯だ進展あるのみにして靜止することなし況んや停止おや、故に苟も此の本能に怠らんか忽ちにして破滅せるを見る、彼の蒙古帝國は其の盛時に於て支那大陸、東歐羅巴、中央亞細亞に君臨し、歷史上世界最大の帝國を成せるも、其の版圖の大半を旅行せるマルコポーロの記述によれば、未だ以て蒙古主權者の満足する所にあらざりしのみならず、當時の蒙古民族も亦決して現狀維持を以て

満足せざりしを知る、舊殻を脱して新装せる日本帝國が明治以來七十年、今や外世界に雄飛し東亞に君臨せんとす又た隆矣と謂ふべし、然りと雖も靜かに内を省みる時何人か又多少の感慨なからん、現今我國の各界、老衰頽齡、事、徒らに繁きを致し進取の銳氣動々もすれば靜止するなきやを疑ふ者あるは我等素より之れを否定することを得ざる也、夫れ然り、然るに吾人が今遽かに此の見解を支持し得ざる所以のものは「此の疑念を驅つて直ちに亂楮に逸らんとするを非とするに據る……序を以て新陳代謝し、公議輿論し暗遷默移し、小傷を癒し大患を防ぐ、……靜止乎否らず、遽動乎、否らず……靜中動あり動中靜あり、變あるも形にあらざ小輕重の變に留む、不變といふも形にあらざ勢に緩急あるのみ……以て國民をして倦まざらしむるの用意……は寧ろ之れに勝ると信ずるがゆへなり、試みに之れを古今東西の歴史に徴す、近世彼の大英帝國をして世界を制覇せしめたるもの何

人と雖も其の主動を青年宰相ビットに置かん、彼れ強豪ナポレオンの大陸統一に反對し、老成の先人を斥け、壯年提督ネルソンを海上に、青年將校ウエリントン大陸に配し、以て國運を確立せり、然して破れたりと雖も英名近古に振ふナポレオンも亦三十歳の青年將校に興り、四十餘歳の壯年帝王に終れり、今世紀の初め、青年カメル、バンナーマンは、ヴィクトリヤ女王をして前後六十年全世界至上至高の王位に晏座せしめて國人崇敬の的たりしグラッドストーン、ヂスレリーの兩老大政治家に代りて國政を料理し、敢て國命を傷けず、近時に至り一九二二年？古き英國の傳統を破りてヂュームス、マグトナルドの勞働黨内閣は出現せり、而して翻て支那大陸歷朝の天子を見る、老成事を成し青春又た國を樹てたり、我朝明治以後、四十歳にして内閣に主班し八十歳にして一省を掌り以て今日の隆運を扶翼せり、老成國命を托すべく、青春國を壞るに非ず、四十不惑、五十知天命と

謂ふも若冠自他を知らずと謂ふに非ず、況や日本臣民として老若に由て其の忠誠を疑ふものあらんや、只だ其の職司に背き事を誤り國憲を破るは知見未だ廣からずして忠誠徒らに餘りあり、自己の忠誠に逸り他人の忠誠を疑ふに之れ職由す、先人重んずべく、青年愛すべく共に其の忠誠を伸ばさしむべし、吾等現代を省み此點動々もすれば缺くる所あるを疑ふ即ち物凝滞して敗を成す思ふに青年の多くは知見未だ熟せず然れども渠れ忠信の志を懷き以て君國に報ぜんとして官私の道を望む、然るに我國官私の機構今や茲に序あつて楷梯たやす輒く昇るべからず、此處に於てか無知焦慮して不逞に陥るもの比々威然り、其の志こころせしに於て寧ろ憫まざらんや、若し一度其道を啓き、青春忠誠をして時に高位に列せしめば氣自ら治まると共に、又た、自ら省みて其の知見未だ足らずして樞機顯要に參するは寧ろ以て忠信に背くを知らん、然らば乃ち事の凝滞を融通し處士の横議を收め其黨を散ずる

に至らんか、我國曾て桂第一次内閣あり、時人呼ぶに次官級三流内閣を以てせるにも拘らず、併かも克く日露開戦して國命を闢けり、山縣伊藤の老耄し、桂小村の銳脱せるに非ず、共に賢にして表裏相ひ推進せるに在り、今や英國に於て白面四十のイーデン再び外相たり、其の國に効すあるや否や我等之れを識らずと雖も、國命維れ日に新たなる貌は以て不滞に備ふる一案たるを疑はず、我國近時の各界、稍々老成に過ぐ、之れ敢て先達を非議するに非ず、只、凝滞を懼るゝのみ、青年血氣を煽するに非ず、渠等用ゆべく又た自ら推さしむべし、其の膺らざるを自覺せば之れ國家の幸慶なり、我が政界、曩頃比較的年少として、永井、後藤、内田、荒木、藤井の諸氏台閣に列せり、諸子、輔弼の臣として功績國人に矜りしものあるか、世人此の數氏を目して猶未だ熟するに日を要すとせざりしか、更らに他の一事は之れを滿洲の建國に求む、當時青年文武の官僚、知見淺薄にして思慮經驗

なし、遽かに高權に座して意氣慢らに昇りマルクス貧民經濟の一面に心酔して資本を排斥し、新人を氣負ひて舊識を追ひ、以て王道樂土を唱ふ、期年にして一事成すなく忽ち豹變して資本に叩頭し舊識に頼りて之れが挽回を策するに至れり、昨非今はか、然るにあらず、忠信二あるか、然るに非ず、忠信は素より忠信なり、只だ夫れ忠信無識に克たず、無識にして私事を成し無識にして私言を成す未だ憂ふるに足らず無識にして公事を行ふ身を亡ぼし國を毒す、茲に於てか老成忠信の人、専ら退嬰自守に傾き、門戸を開き勇氣を鼓舞し、知見の士を青壯に求むるを躊躇す、安全は即ち安全なりと雖も、物、此處に凝滯す、吾人の與せざるは茲に在り、然して世人多くは之れを避く、之れ現代の重疾にして特に其の最たるならんか、夫れ忠信自ら信じ才能自ら許すものあらば……其の不能は我等之れを識る……事例の二つは明かに之れを示す……然りと雖も彼れ自ら之れを知らず、同

層の大衆又た之れを知らざるを如何せん、故に彼れを探り之れを用ひて混淆し、老壯賢否をして併進せしめ古人の所謂「物不平即鳴」勿らしむるは國家統治、社會推進の要諦にあらざるか、彼れ、忠信の念に於て缺くる所なくんば其の能と不能と適と不適とは擇ぶに其宜しきを得、任するに其所を得ば一二の昧者敢て必ずしも國家に於て憂ふるに足らずと存候。

五、漢書、平準書を薦む。

想ふに近世我が帝國の 皇基を恢弘し國運を進展したるものは歐學なり、吾人素より之れを疑はず、然りと雖も弊又た之れに従ひたるは謂ふを待たず、特に維新より明治の中葉に至る、歐醉極めて劇甚、故を以て反動の勢力又極めて旺盛なりしも當時の組織は官場、社會ともに簡にして繁からず、依て利弊を機微に察し、事を未然に轉換し、又た多時を要せずして事を斷じ國民の耳目常に新なるを得、

時に大患なきにあらざるも速行跳躍して治を成せり、然るに明治の末葉より大正昭和に入り、世界に於ける帝國の存在は前代の比に非ず、遽然として東亞に雄飛し遂に世界最高の班に列し官務世態は一變し帝國の投ずる一石は官私ともに世界に萬波するに至り繁劇、交錯、言語に絶し夙夜以て彼れを識るに遑なく況んや自ら顧みるに於ておや、茲に於て政治經濟の機構は素より社會萬般の事、彼れに倣ひ彼れに争ひ彼れに克つに之れ急にして、凡ゆるコースを彼れと同一軌道の上に輸贏して以て今日に至る、故に進歩發展は之れを歐人に比し、改革啓明は又た之れを歐人に擬する極めて急なり、近頃遽然として國粹を偽裝し、口に筆に努めて歐學を排すと雖も、彼等全身之れ歐學に染み歐學を藏して他學を識らざること前章既に之れを説けり、故に國粹を口舌に上せて全的に歐學を籍るもの比々皆然り、然り而して其の歐學たるや其の究むる所甚だ淺薄、一知半解小兒に異らず、夫れ

國家と稱して國家にあらざる歐洲の小國、若しくは疲弊困憊して主權を失ひ或は將に主權を失はんとする傾國が、據て以て最後の手段とせる各種經濟政策の如き、何ぞ取つて以て直ちに我國に適てんや、彼の和蘭、白耳義の如き國民富有にして生活安定すと雖も之れを獨立國家と云ふは當らず、稍々高度化せる自治的府縣のみ、乃ち名は國家と稱するも自ら國家を守るの實力なく他國に寄生し僅かに體を成すのみ、故に其の施設する所の政治經濟制度の如き素より我國に行はるべきに非ず、然して之れと同じく獨逸は獨逸の現狀に即し、伊國は伊國の現狀に即す豈に之れを以て我國を律せんや、彼等淺學の故を以て各國夫れ夫れ其の態様によりて政策あるを思はず、悖理の説を樹て以て知識と稱して之れを市に汜濫す、其の痴呆の甚だしきや吾人全く謂ふ所を識らざるなり、夫れ世界の帝國たる我が帝國が、採て以て參考せんとするは世界に求めて其の僅かなるものを英國に看るのみ、

米國の如きは富強は即ち富強、新知は即ち新知なりと雖も國を樹つること日猶ほ淺く、國家統治に對する迂餘曲折の經驗なく、人民又た異種混淆し感情風習傳統の異なるに依りて民族的統一未だ茲に全からず、賢愚、忠誠、國家に於て悉く大差あり、以て範とするところ鮮し、然るに世の學を矜るもの、多くは是等國家の存在條件及、國民の志望を別たず、同軌に乗せて之れを論ず、思はざるの甚だしきものと云はざるを得ず、但し吾人と雖も採長、短補は悉く之れを求む、然れども一棚之れ同架するは「所謂論語讀みの論語知らず」にあらずして何ぞや、彼の漢人種族と同じく、國命を忘れて唯だ個人の産を重んじ、兒を産むを斥け、座して主權を失はんとする彼の佛國の亡政、懶怠の窮民を驅つて王室を無權に即し、暴民を放つて賢者を外國に逐ひ、唯だ虛名を天下に争はんとする彼のムツソリニ「の暴政、口を救民に籍り、民族團結を高唱し、實は重工業資本家の傀儡たるヒ

ットラー……英國資本家を通じて英獨海軍協定を成す素より當然なり……無學の隸民を民として傳統の王權に執着する東歐諸王國、無學文盲既に前世紀の民族たらんとする西葡の兩國、革命争亂を絶たず、但し一人の命を公事に失ふなく、地方行政は庄屋名主に司法行政を委任する土豪政治の南米諸國、數へ來つて世界孰れの地か我國の現状完備に比すべきものありや、然るに是等の貧國、弱國、窮餘の策として行はんとする統制經濟、産業の國家管理を我國に強行せんとする「所謂識者」あり、「ドコを押せばソナ音が出るか?」、殊に況んや斯の如き國家政策は、今日之れを歐洲の學に求むるに及ばず、支那大陸は既に二千年の往昔に於て悉く之れを行ひ以て國家を亡せり、漢書「平準書」は明かに之れを載す、歐學に狂醉せるもの一讀以て國家に忠信せんこと切望に堪へず候。

憶ふにアダムスミスよりマルクスに至る歐洲經濟學は貧民經濟學也とは予既に

之れを説けり、人、アタムスミスの經濟學を以て「富國論」と云ふ、貧民富を求むるに資するが故に之れを「富國論」と云ふ敢て中らざるに非ず復た貧民富を求めて休むことなきは固より事の當然にして之れを信ずるはよし、唯、人苟も富を求め既に之れを得て富者たらば以て如何と爲す、彼れ既に富む。然して心猶貧也、彼れ更らに富を求めて休まず之を貪懶飽く莫しと謂ふ、歐洲の經濟學は乃ち此の富者の止慾を説かず、故を以て予は之れを貧民經濟學と謂ふ也論理は正に然らざるを得ざらん、但し稱呼の如きは予の敢て關する所にあらず、唯、夫れ之れを以て社會構成の原理となし、人々之れを妄信し専ら之れを學びて之れを念はず因て今や世界に盛行して公私の道義を紊り人と國とを毒すること限り莫し、我が道義の國、殉忠奉國の志を懷き富有にして恒心豊かなるの士敢て鮮しとせず、公等宜しく其撰擇に留意し古人の所謂「學んで念ふ」に還り専ら之れに維れ倚る勿らん

ことを望むや切なり、夫れ我國現代の實社會を觀るに不學の民はマルクスを識らず、故を以て今に於て節義を保ちて多く世に處す、然るに不厲の民、歐學歐醉して全的に之れを融合し之れを講壇に教へて知識と矜り博士と稱す、學まなんでおもはざるもので不念者治々相卒ひて之れを迎へ修學の後ち高科に登りて秀才と稱し國家統治の修養なく青春入官して道義に即せず國家を弄びて法制官規し以て之れを民人に行ひ世務を統ぶ、故に國務は高權に於て道義に外れ、社會は上層に於て人倫に背き、民と國とを擧げて今や將に之れに苦しむは主として此の邪説を行ふに因る。漢の平準書、公私の治道及財政經濟の施設に關し其利害得失説き得て餘蘊莫し、夫れ國家の權力固より無限なり、然れども之れを行使するに限界あり、之れ自由主義なり、民、能を竭して暴富を成す固より禁莫しと雖も之れを御するは公安秩序の棄つ可からざるに因る、之れ資本主義の是正也、人、生れて能不能あり賢不肖あり、縱令之

れを教育し復感化すと雖も之れを天稟に享く以て完全抑止の術莫し、之れ社會政
 策的法制を要する所以也、大凡そ之等のもの載せて悉く一篇に收む、而して又孔
 子の説、治國天下、修身齊家に始まるを教へて文字極めて簡也、然るに歐洲の學
 近世カントに大成し人心を啓く、大に尊貴に値すと雖も其説く所冗長迂遠、窮理
 に時を費すこと甚だ多く専門の閑人に非ざるよりは之れを耽讀するに便莫く併か
 も其多くは淺薄にして素より漢學に及ばず、予、私かに憶ふ、支那大陸漢以前に
 於て紙皮を獲ること容易ならず、故に學者小費以て論述を傳へんとすれば必ず簡
 ならざる可からず然るに歐學に至ては事、近世に屬し紙皮比較的給し易く字母の
 如きも其起源は之れを漢土に發すと雖も利用厚生に至つては歐洲に於て之れを先
 んぜり故に歐學、文を練るに苦心せず乃ち便宜ある所不練を來して冗長となり著
 書盛行して而して想を練り文を簡にし人心に膺るの術は却て遂に發達せざりしも

のか、其は兎に角、歐人近頃韓非子的一篇を得て之れを天下の珍物と做し、帝王
 の學、經國の玄理として脹目愷心推獎措かざるを聞く、更らに資治通鑑を翻讀せ
 ば以て如何と做すか、歐學の卑ひくきこと夫れ斯の如し、乃ち歐學して歐醉せるもの
 之れを吾人に提示するも吾人何ぞ之れに惑はん、故に予、常に謂ふ「論語續みの
 論語知らず」とは、今日に於ては之れ歐學者の事也と、此書固より書經に比すべ
 からず、然れども極めて短文、通讀時餘に亘らず、文字亦平夷、成人終學の士時
 務繁忙の間通讀に易く且つ本書特に現代我國各界誤謬の鑑かたみたるに足らん、乃ち之
 れを一觀せば世務の要諦悉く之れに徴すべく、心身を養ひ私事に施し、公事に備
 へ邪説を封じ妄説を破るに便なり古人謂ふ、爲己おのれのためにまなひこのためにつかふ而學爲人而仕、所謂爲己
 而學者欲修己而成身也、爲人而仕者欲治人而利國いほゆるおのれのためる也、國家は民を本と
 す民立たされば國立たす己れ先づ民として生れたり民として立つべし、民として

立つて而して後ち初めて官職すべし、民として未だ立たず官職先づ給するは之れ倒行逆施の甚だしきものと云はざるべからず、現代の吏人、此の論を聽きて心慄然たらざるもの夫れ幾人かある、我國明治の以前今日の所謂高等官に比するもの不惑四十を超へずして實務に官職せるもの極めて鮮し、公卿大名、重職の旗本にして世襲せるもの、如き例外を以て時に重職せるものなきに非ざるも練達の壯士必ず之れを補佐し以つた虚權に位するのみ、國務を重視し、民人の利害休戚を察する乃ち斯の如し、今日の歐洲に於ても所謂吏僚の群は乃ち之れに類す、特質を以て特職に即くは之を別つ、彼の混乱國家の如き素より範とするに足らず、庶政一新は速かに茲に留意せざるべからず、職を公私に奉じ心を公事に寄する者必ず此の一本を需むべき也、今、新書氾濫して國に滿つる時、我が海軍兵學校に於て戰術原論を「孫吳兵法」に求めつゝあるは予復た既に之れを説けり、孫吳の一本萬

卷の歐書に勝るを識らば「平準」の一書又多讀に勝るを知らん、近時我が海軍が日に世界の狀勢に留意して建軍の方策を膨大の豫算に計上せんとするに當り、然して又今日の世界對策が兵備の專一を以て之れに處すべからざるを知悉しつゝ、廣義國防に就て敢て其の職司を超へず、此れは此れ、彼れは彼れとして國務の分權を紊ることなく、責任の歸屬を明かにし泰然として時務に處するの態度は世人以て之れを如何と成す、我が海軍は人材彬々して輩出し其の機關も又極めて整備、俊能多く海外に駐在する事外務省に譲らず、情報詳密茲れを判斷するもの部内に滿ちて勵精す、世界の太勢鏡を掌中にするが如し、然り而して職司を紊り、職權を超へて他省の事に趨らず、予、海軍に官するが故に敢て云ふに非ず高官卑官共に一致して東西の學を修め、國本に適せば乃ち治を爲すに當つて之れに專念するの外何ぞ敢て權外に出て法制上の虚權に坐し喧傳浮説して自責を怠り他事に亘る

の暇あらんや、國命を托せられたるもの、出所進退は時の古今、洋の東西を問はず、乃ち斯の如くならざるべからず、今一世に虚誕の説盛行し、民人大に迷ふ所あるが如しと雖も何人か夫れ近時の我が海軍に迷ふ所あらん、之れを維れ立憲治下精忠無二の態度と成すに異議なかるべき也、此の慎重熟慮忠信を國家に伸ぶる我が海軍が歐學萬卷に勝るとして、今、孫吳の書を青年士官に薦め以て之れを學習せしむと聞かば歐學心酔、輕舉妄動の輩乃ち以て如何の感かある？、「平準」の一書又萬卷多讀に勝るを識る可し、近世の歐學は二千年の昔、支那大陸の一史官に依て十數頁の中悉く之れを収録せり、何人の愚ぞ、世人學を憶ひ舶載萬里して歐洲に航し、淺學を求めて之れを國家に施し以て皇國二千六百年の道義を賊せんとす、富兒雪月花の行旅をなし多費以て行樂の遊學を爲す、迂愚にして知識を矜り自ら産を破り身を毒する固より論議に値せず、然れども貧賤に生れて公心休ま

ず、忠信を國家に伸べて志を世に行はんとし資を國家公費に^か廻り賢を需めて却つて此の愚を爲すに至つては、唯、憫笑して休むべきにあらず。

今の吏人、官權の必行を信じて民意の之れが先導たるを知らず、官權行はる可く、官權行はる可からず、官權の行はるゝは民心之れを迎ふるに因る、所謂「渠成つて水通ず」るもの也、今の青き官吏之れを識らず官權必ず行はるべしと信ず官僚の獨善とは即ち此の事を謂ふ無學不識の致す所なり、昔しの史官、其多くは曲學阿世碌を權者に享け曲筆舞文して之れを後世に残す、故に卒然之れを讀めば專制君主の權、國に溢れたるが如しと雖も備さに之れを檢すれば悉く之れ逆説異史にあらざる莫し、專制君主の權、民、之れを求めずして之れを行へば之れ乃ち暴力也明君治政の權に非ず、戰國の時吳起、名將忠信を以て六國の史籍に載す、今の孫吳の兵法は其の一也、而して戰陣の法は權を行ふ事、治に比して稍々易し、併

かも猶茲に一説あり「趙の武人の母或時號泣數日にして休まず、隣人之れを怪み訪ねて其所以を問ふ、母儀曰く、吾が夫吳起將軍に従ふ歳あり大功を積みて將に至る、曠野に戦つて大に傷き老を告げ家居せんを乞ふ、吳將軍驅せて自ら到り傷を見て大に泣き自ら口を以て傷を吸ふ、月除にして夷す、吾夫感憤して復た軍旅に従ひ再び闘つて大に勝ち屍を曠野に曝し以て將軍の恩に奉ず、今、我兒歳若し、父の故を以て俸せられて軍に少校たり屢々戦功あり勇敢忠信を以て軍中に鳴る、曩頃戦つて小傷を負ひ館舎に休む、前日下士來つて吾兒の近況を謂ふ、乃ち吾將軍老を忍び遠路車行して吾兒を訪ひ傷を見て涙を垂れ、口、自ら兒が傷を吸ひて曰く、小校敢て意を勞する勿れ月に満たずして再び大功を立つべし厚賞高官前に在り慈母家居して爾を憂へん迅かに之れを傳へよと、命に由て僕今前に在りと」嗚呼吳起將軍は天下之忠信哉、然りと雖も吾が私家に取つて鬼畜に勝る、吾兒必ず

月餘にして野に死せん、厚賞高祿は夫れあらん然れども吾れ只一兒、老衰頹齡して餘命莫し賞あるも奈何せん、吾等母子再た世に相會ふて樂しむ勿らん、之れ號泣之れ休まざる所以也、庶幾くば隣人、兒戦死して母之れに殉せるの後ち吳起將軍と吾が父子の塚との中間を擇びて吾が塚を建てよ、冥界に居し父子を伴ひ吳將軍を憾まん、吾れ卑賤と雖も地上に在つては國恩に報せん然れども異日地下に入らば忠節何ぞ事とせん、父子相卒ひて吳將軍を攻めんと」録するものは固より即ち裨史に屬すと雖も戰國專制君主の大將軍にして猶此の用意あり、國家世襲を率ひ而して初て戦て勝ち、攻めて破るを得たり即ち士心、軍將に歸して此處に漸く國命を闢く、嚴律以て軍旅に比せず、國命以て勝敗に決せざる、治民の事に至つては強權暴力何ぞ用ふる所あらん、只事を壞り權を傷くるに終らんのみ、夫れ新政を世に行はんとするもの先づ民心を啓くを先とせざるべからず、民心既に決せば權力

盛行して功業顯名極めて易し、倘し之れを憶はず官威を之れ先んじ、權柄以て之れに臨まば一人の民、克く之れを制せん況んや巨力あるものちや固より謂ふに及ばざる也、何となれば民は維れ萬世の民たり、官は維れ任に期あり、云ふ勿れ任期莫しと、社會の通念は之れを容るさず善く之れを識る、併かも一官之れを專するに非ず、内閣は之れ多官合議の府、民心嚮ふ所に非ずば何ぞ克く之れを決せん、凡そ是等のこと多く淺學不慮に發し之れを培ふに官權萬能の吏心に誤る、大陸至治の明君少年の高科を忌みて容易に官せざるは乃ち國家經營の迂餘曲柝を數朝數時代に見て之れを鑑とするに因る、深く憶まざるべからざる也。

然りと雖も予敢て青春を貶するに非ざるは前既に之れを説けり乃ち其人たとへ青春と雖も偉材を天に稟け知識は以て國家の材用たるべく、修身は以て正邪判断に資するに足り、勇斷果決以て善を進め不善を斥けるに怖るゝ所なくんば以て公

人として吏に任じ以て現代に奉公するに値せん、古人言あり「明君は吏を治めて民を治めず」と、民を邈視するを謂ふにあらず、國家の事、人衆く物普く事繁し輒く之れを審にすべからず故に民を徴して吏と成し上意下達し下意上達し以て治に便せしむるを謂ふなり然して上に名君あり、吏を治めて恒に必ずしも全からず、而して時あつてか名君見れず國家の治らざる素より云ふを俟たず茲に於てかに民を徴して王者に直隸し吏治を監察せしむ、漢土の歷朝監察の大吏を置き我國近世旗本御家人を置き薄祿卑位にして權重く、民治を事とせず吏治即ち専ら藩政を監せしむ、渠の歌舞伎演劇に見る河内山宗俊が五兩二人扶持の下士を以て克く大藩の主、雲州侯の非違を訊したるが如き即ち之れなり、歐學に據る議會制度は我等之れを歐學に委す、漢土の政治……換骨脱體して我國に移れる所謂吏治、吏の爲すところを監するの意味に於ける吏治の根本觀念及施設……明治維新に際し降し

賜はれる「公議輿論を重ぜらる」は主として吏治を監せしめんが爲めなり、之れ今日議會制度の存せざるべからざる所以にして多くの世人が帝國憲法欽定の端を單り歐學に發すと做すが如きは大なる誤膠と斷ぜざるを得ず、唯だ然しながら世人の識らざるべからざるは漢學と漢人種族との差別也、漢人は漢學して聖賢を求めず、求める所は飽食暖衣して虚尊を民に強ひんとするに過ぎず、乃ち其自ら信じ自ら施すところは黄老壯子を原流とする道教の邪教邪心にして人に對しては乃ち孔孟を求む、所謂「他人を律するに聖賢を以てし己れを待つに衆人を以てす」とは此の老壯を心とし、孔孟を文とするに在り、故に私心私室單り熾んにして國家公事は我事にあらず、予が前に漢學して漢化せずとは乃ち之れを指せるものなり、歐學せよ歐學して歐醉すべからず、漢學せよ漢化すべからず、平準書を薦むるも又同義に出づ敢て漢尊して漢化を説く次第には無之候。(六月二十五日)

(三) 國費不要の政策軌範

以上各項に亘れる吾人の所説は今日之れを施すべく明日又た之れを施すべく即ち隨時隨所に適すべく又た費を要するものに無之候、凡そ政事のこと一に費し二に費するが如きは國家の大策に非ず、乃ち多資を耗し戦つて勝つも善戦にあらず、敵の謀を破り敵の交を伐つは多費を要せずして功は善戦に過ぐべし、政事も亦然り以下少しく國費を要せざる國策に就き其の綱領を略説仕候。

一は乃ち國民生活の安定を一篇の法律により定めんとするものに御座候、世人の多くは所謂國民生活の安定を經濟施設によりてのみ之れを遂行せんと致し居り候得共之れ大なる誤りと存候、今日の國民教育は單に教育に即して之れを觀察すれば相當に普及せるは事實に御座候得共、社會經濟機構の複雑多岐に比するに於

ては昔時の無學文盲と少しも擇ぶ所無く、其の不理解と理解の懸隔は寧ろ之れに勝るものありと信じ候、米價と土地とを中心とせる二十年前迄の國民的經濟生活は相當安易なるものに候得共今日に於ては凡て世界的となり相當の知識ある者と雖も怪我なき經濟生活を營むことは、事、極めて困難と相成候に付き、國民生活の安定を經濟機構や、知識のみに求めしめんとするは國民の實情に即せざる官僚的迂遠の政策に有之、所謂「革の隨から天を覗く」ものに御座候、然して今一つは我國人は國粹に執はるゝこと特に甚しく、既に實質を失へる制度すらも猶實在の如くに信じ、感念論のみにて國粹を謳歌する空漠あり、彼の家族制度の如きは正に其一に御座候、我國の家族制度の本質は曾て三十年前民法制定の際、故穗積博士の極論せる如く「民法出て、家族制度を亡せり」は事實に有之候にも拘らず、近頃右翼と稱する人々、其の實體を識らず、恰も我が家族制度が嚴存せるが如く

に信じ、無識頻りに家族制度の美風を高調致し居候得共、我國の家族制度は民法親族篇によりて全く換骨脱體して個人主義となり、個人主義國と云はるる英佛の上を行く個人主義にて、支那等に比すれば殆ど社會主義的存在に惰し居候。

目下高唱せられ居る國民生活の安定を經濟機構に求むるは小供に大人の義務を負へと云ふに等しく、今日の民法に家族制度の維持を求むるも又た之れと同斷に御座候、然るに此の建つべからざる二つを組み合せて、之れを法律改正に求むる時は兩方とも完全に立ち上り可申と存候、然らば其方法如何と云ふに先づ家産法とでも云ふべき法律を設け、一家の家長に對し世襲財産制定の權利を附與する方に御座候、御承知の通り、今日我國に於ても華族の家には世襲財産制度の設けあり、その爲めかノラクラ華族の方々も大して豊かには無之候はんも千家の華族中、貧窮の極、路頭に迷ふものは餘り多からず、之れを國民一般に及ぼす時は今

の自作農創設にて年々自作農を減少すると事變り、二三十年も経てば二三百萬戸の生活資源に安定せる中産階級を創設し得べく國費の如きは一文も要す間敷と存候、内容の細説は此の短文には掲げ不申候得共、近頃市井に汜濫せる官僚製造の國策全部を以てするも此の一策に及ばずと信じ候、法律制定の本家本元たる司法大臣の如きは能く克く御反省相成度、四千人の大小役人に人權蹂躪を爲さしむる爲め六百萬圓も支出する新國策は餘りに馬鹿馬鹿しき限り、それよりも前科ある者の如きは二犯以後裁判審理を簡略する等モット人心に即し、社會通念に即したる變革を爲しては如何、小泥棒の如きは大した事にあらず、盜るもの憫むべく盜らるゝ者は盜らるゝ丈けの所有あり寧ろ幸福の生活と謂ふべく裁判するものも餘り褒めた事にはあらざるも十錢盜られたと云ふて交番の巡查を煩はす如きは人民の方でも大いに遠慮して然る可しと存候、要するに事の輕重大小を識り事の通達

融解を識り之れを國法に規定し、之れを社會通念に委すべきものと信じ候、刑名法術徒らに繁く以て民心を失ひ吏心を傷け遂に身を亡し國命を窮せしめたるは古今の史上に明々白々たり少々御考へ願上候

次ぎに申上度は金持の子弟諸君に「月給取」に成り下る事を廢めて戴き度き事に御座候、金持諸君の子弟は聽て讓らるる親爺さんの身代管理は仲々容易の事にあらずと存候、數年前大倉男爵とお話し致し候時、男爵の曰く「僕は到底も親爺程の人間ではないから事業の發展などは其の任にあらず、然し親爺の残した事業で飯を喰つて居る人間は家族を合して三十萬人？位はあると思ふから此の人達の事を考へて及ばず乍ら一生懸命で遣つて居る、親爺の残した美術館學校別荘等の費用だけでも年々三十萬圓位は費るようであるから、自分がスキだと云ふてアトで手のかゝる様なものを無暗矢鱈と造られることは子孫としては随分迷惑な事だ

と」申され、小生は此の一言にて現男爵は寧ろ前男爵に勝るかも知れぬと感心致候と共に、世の金持の子弟諸君は、勿論大倉男爵に比すべき巨財の持主候補者に申上ぐる次第には無之、ザット百萬圓以上もあるだろうと思はるゝ二三萬家の若様方に候得共、百萬圓もあつたらば五分としても五萬圓の収入、税金を差引いても相當豊と存候のみならず、畏れ多き事ながら皇室御連枝の宮様方に於かせられても十萬圓以上の御生活は殆ど無之模様にて御座候、諸君も此點大に御注意あつて少しく御遠慮相成度且つ遺産維持と云ふ事も却々容易の事とは存じ不申候間、貧乏人の子弟と競争して其の貧乏人の依て以て生活資源とする「月給取」の口を横領する事なく、若しも會社に行くならば、英國の風習の如く無給にて重役席に見習ひとなるべく、我國に於ても舊幕時代には普代大名の子弟は「月給」を旗本御家人と争はず、たとへ政治家を志願しても勿論無給の見習として幕府に仕へ年

所を経て旗本御家人に任じ得ざる高職にのみ即き候を願み「月給取」の口丈は中流以下、貧乏人の子弟に御譲り相成度ものに御座候、然る時は小生の計算にて立派な「洋服細民」五六萬人の收容は容易となつて失業と不平とを減ずるのみならず、現今我國の大弊たる「月給取」尊視の風を改め自立自營に當る諸君の地位は社會尊崇の的まじとなり又た國運推進の樞軸となり、又た同窓同學の貧乏人生徒に感謝せられ政治上經濟上極めて意義ある次第にて一生懸つて金を貯め候親爺殿に對しても至老の譽を得らるべしと存候、論語に曰く「大名を顯はし名を竹帛に垂る孝の至り也」と、此の事自他に施して共に國家に大功あり切に御薦め申上る次第に御座候。

更らに第三は軍部に對する注文に御座候、其第一は陸軍の人事行政權の統一に御座候、之れは相當に理論を要し候間唯だ項目のみに止め候、一般政治家も學者

も此事御承知無之候得共陸軍の方々は充分御承知の筈に就き理論は省き候得共至急御解決御願申上候、之れさへ出来れば部内の派閥黨派は解銷すべしと存候。第二は陸海軍ともに御座候得共徴兵に關する件に御座候、入營兵中、家庭の極めて窮迫せるものあるを見て種々の意見を生ずる様に御座候得共、國には貧乏人の無くなる時は恐らく無之かるべく如何に社會制度が具備するも酒呑みの親爺が産を破り山師の兄弟が弟を苦しめる事は止み不申候間、一にも社會制度の罪、二にも國民生活の不安と云ふて神經過敏になるよりは、兵を徴するに際し、身體検査に合格したるものの中、先づ家庭の安定せるものを先とし、一聯隊區にて不足せる時は之れを連絡聯隊區に及ぼし、更らに之れを全國に及ぼし、其れにて猶新兵に不足を生じたる時止むを得ずとして初めて窮民に及ぼし、此の窮民の家庭に對しては特に面倒を見る事とせば今日見る如き、又た今日感ずる如き兵の後顧の憂ひを

除き得べしと存候、五十年一日の如く徴兵の對手方を單純に身體のみに置くは社會の實情に適せず、身體は勿論強健を要し候得共茲に一つの考慮あるべき筈と存候、況んや抽籤に際し全然此點を考慮せざる如きは速かに其方針を改むべきものと存候。

四は近頃小官吏に増給の要求あり時に或は團結連署して上官に要請するものありと聞き及び全く驚き入り候、會社員等は其の會社が漸次成績を擧ぐるに伴れ入社の際の約束「即ち會社が儲かる様になれば」に隨ひ、増給あるは事實に候得共、官廳に於ては乃ち然らず、官等俸給令の嚴定あり、雇傭の下吏に於ても成規の率あり、彼等就任の時此の規定を知つて就職しながら謾りに増給を要請す甚だ心得難き次第なり、小吏の境遇のツマラヌ事は初めより判つて居る筈今更何の不平かある、職を需むるものは市井に充溢せり諸君若し不足あらば速かに其職を去

るべし、「此處ばかりが日和」にあらず「天下至る處青山在り」能のうと信せば勇氣を振ふべし、此の勇なくして官規を紊るは國家の賊なるのみならず、又た斯様な淺慮の事では決して出世は出來ざるものと御承知相成度、國家社會は能を求め賢を求めて日も之れ足らず候、諸君の勤勉は他人ひとの事にあらず其酬ひは必ず其人に還り候、無産黨むさんとうの人躬御供ひこみごが御望みとあれば角別、然らざれば折角吏務に精勵を望む、尤も自ら其の中間入りする月給欲しさの〇〇もあるとの事、之れ又現今の時局に於て重大なる吏道暢達の一と存候。

五は官場の吏人が時務の輕重大小に對し充分の注意を缺くは現在の通弊と存候、此事は極めて廣き範圍に亘り根本的に改革の要ありと信じ候、勿論費用は減ずるとも増す次第には無之候、此の雜事一束の政策は一文も國費を増加せざる政策手段のみに有之、國費を増しても構はぬ政策なればそれは際限無之候得共、帝

國の臣民ほどの者は世界にても相當に伶俐な人達に候間官僚諸君が身錢みぜにも切らずアレだコレだと机の上で夫れ程心配せずとも國命の窮する事は無之ものと存候、六は不平は天平に堪へるものにあらず之が又進歩のバイロットにつきドシドシ出る事が結構と存候、唯だ夫れが出たからと云ふて何も驚いて飛び上るには及ばず、風も吹けば雨も降る次第にて、五雨十風、入梅は雨と曆こよみ通りに行かぬまで、それでも水力電氣は今日世界一に有之、一滴の雨水も電力資源の國寶也、とはコピの砂漠の神様が五千年前に遺訓されたる由なれども、日本の書籍には未だ見當り不申候間、差し當り砂漠の王様の最高顧問を御志願相成り候ては如何、知識を誇る官僚諸君の説明としては少々桁外れの威有之候但し企業家も賛成し鐵道と同様公益機關として射利を民と競ふに非ず求利を末とし公益を先とし全的に國營とするならば之れも一案と存候、それは別として七は化學的の發明發見、機械器具

の工作、其他萬般の物品を安價に生産する工風等は富國の根本策につき之れに對する補助補導の外に此等の功勞者に對し今日よりも一層積極的に名譽勳爵を授與して獎勵すべしと存候、勳章一個にて一億萬圓の國富を増進せしめば如何？、ワットの電氣發明は百億の富を米國に與へたりと云はれ候、但し實業功勞にて勳五等に叙し次で〇〇大臣に奏請し味噌を着けさせる程優待するは之れは一寸考へものに御座候、要するに役人が時務の輕重大小を識らず人さへ増員せば官務が揚り國運が伸張するものと馬鹿の一つ覺えを致し居る爲め國費を損し國務を妨げ人民に迷惑を掛けること極めて多しと存候間、此點に對し信賞必罰の社會的制度を定め餘り馬鹿々々しき者は英國の如く紳士録より除籍して交際せぬ様に致す必要ありと信じ候。官製の法律萬能にて民衆協力の社會律なきは我國の一大缺陷と存じ候。尤も昔は「人中にて御笑ひ被下度候」と借金證書の末尾に付記し、金を返さ

ぬ手合を衆人稠座の間にて大笑ひして片付けたる由にて貧乏なる小生宅にも其の「笑つた」残りの「借用證書の支」と書いた紙古證書が有之候處を見れば萬更ら偽でもなかつたものらしく、之れ等は仲々味のある方法にて昔の百姓村の庄屋様名主様は今の大臣より治世の要諦につき人物識見ともに少々上であつたかも知れず、勿論之れは「子曰く」の御陰であり、又一つには上からは亂暴なる大名旗本の小役人に惜められ下からは村方の小前の輩に泣きつかれ、此の暴力と涙との中間に在つて自己反省を餘義なくされ、考へて見れば自分は一家一族喰へない譯では莫し、そこへ「子曰く」を聽いて見れば誠に御尤もの次第、成程人間は之れでなくては不可んと發明した結果に有之、二百石か三百石の身代にて今日の小學校長ほどの収入なくして猶無闇矢鱈とマルクス經濟學の司徒とならず、求富を公心に抑へ以て所謂「良風美俗」を馴致せるものかと存候、昔の人間も慾の深きことは

今日と變りなかつたと存候得共、今日の如く大官高職が眞先きに月給ヨコセと云ふたか云はぬか新聞が無かつた爲め田舎の民衆は之れを知らず、幸に此の徳育を保ちたるものと存候、時世の人も此點少々御考へ相成度、富んで猶「貧民求富」を實行致し度諸君は、諸君の心柄が即ち此の世相を作りたる次第にて、官居のマルクス司徒と民居のマルクス司徒とが同根に出でて相剋相咬するもの、謂はゞ毒を以て毒を制しつゝある次第に御座候得共、其の餘殃を受くる善良なる國家民人は寔に迷惑至極の次第、同じ坊子ぼうしが喃無阿彌陀と喃無法蓮華經を争ひ、御釋迦様はお芋の煮えたも御存じなしとは此事と存候、七は國交調節の一案に御座候、死なくなられた高橋翁には話したることもあり、夫れはおもしろいと賛成されたるも死んでしまつては物にならず候間茲に一寸申述候、全體人間と云ふ奴やつ、慾の深いに極つたもの現今英米の資本家は大體二分位の配當にて我慢致し居り候も何處か甘い口はない

かと眼を皿にして探し居るは御承知の通り、そこで支那問題だ印度問題だ濠洲問題だと種々雑多な問題を惹き起し、學者でなければ判らぬ様に相成候得共、固と固と、そんな六ツ個敷き事にあらず、唯、利潤を澤山に慾しいと云ふ單純な事、そこで彼等に日本に投資させて安全確實に五分か六分の配當をして遣れば金はイクラでも出すだらうし、此の金を資本として生産された品物はこれ又たイクラでも彼等の領地に賣れること必定、歐米でも勞働者の困る事は金持の知つたことに非ず、五月蠅うるさいから一寸社會政策とか何とか云ふ丈け、彼等決して神様にあらず、支那も開け、印度も蘭領も英資で色着けた邦貨盛行となるは慾の世界の天眼通の八卦の通りに御座候、マルクス信者の毛唐の毛を抜くは此の逆説法が天下第一、之れで英米日は平和萬歳、但し一朝罷り間違つても投資は全部此方こつちの物、但し、彼等もそんな馬鹿ではあるまいと云はれ候はんも、全くその通りの馬鹿に有之、慾に

眼の眩みたるものは決して伶俐には無之候、乃ちウキルソン大統領が千三百二十億金馬克の賠償金を獨逸に強制せるが如きは最上の馬鹿の見本、獨逸が千三百二十億金馬克の借金を支拂ひたる時は即ち世界の各國が獨逸製品を千億の千倍も買ひ入れ消費し盡したる時にて此時の世界はどんなものか、云ふまでもなく獨逸産業が世界を征服し終りたる時に御座候、こんな見易き理論さへ判らぬ剛愎非道のマルクス信者はマルクス信者同志にては偉らくも見え候はんが、看點を變へて御覽になれば餘程のウスノロ、見本は以上申上候通りに御座候、古人の所謂「柔克く剛を制す」とは乃ち此事、世の中を餘り廻り濃く御考へに相成るよりは古人の云ふ通り多讀を禁じ^{びん}玄玄實實の實なるものを御究め相成度、之れを國家に施すに於て特に然りと存候。

此他陸海軍、外交、司法の機構制度に關し又た農商工の産業方面特に貿易政策

及貿易の商行爲等は申すに及ばず經濟財政高等教育、地方行政等に關し、錢^{ぜに}を出さずして遣り得る事、多々有之候得共先づ今回は此邊にて擱筆仕候。

(六月三十日)

(四) 内省、國を寧んず

今、筆を措くに當り本書起案の動機に鑑み茲に一言を添加せんとす、乃ち以上説く所の重心は(一)公心公職に座し(二)吏、自大自尊せず官務維れ勵みて蹇々匪躬の節に勉め民、自屈を排して官を敬し(三)歐醉を去り自發の窮理に勉め(四)窮通融會の道を青壯に扉ひらき鬱血を散じ簾耻を自覺に發す、人、公心を熟慮に發せば官、官務日に舉り綱紀月に整ひ民、年と共に業に寧んじ忠信、法に遵ふ、夫れ練達堪能公事に當り忠精殉國高位在るは事極めて容易にあらず、之れを天資に稟け之れを経歴に積む輕舉妄斷は唯事を繁くするのみ焉ぞ忠信を伸べん、人心既に此處に歸す即ち以て下剋上の氣風を散じ以て內的非常時を解消す、然り而して外的非常時に至つては想ふに世人の中或は謂はん、非常時は軍部に發すと、之れ大なる誤なり、

一國の軍部と外交は對外機關の二大支柱にして我が欽定帝國憲法に於ても統帥大權と條約大權とは之れを併列せるに見ても外交と云へば軍を聯想し、軍と云へば外交を聯想する密着不離の關係に在り、故に國政料理に當つては此の二つと其他の行政各部とに輕重軒輊ありと謂ふには非ざるも、其の交錯關聯性は自ら差異あるを識らざるべからず、即ち我等が前に掲げたる如く、一國の對外政策は先づ其謀を伐ち次で其の交を伐ち遂に其の兵を伐たざるべからず、從て外的非常時は其の職司當然の機能として軍部外交の兩機關先づ之れを銳感して之れを國民に説き之れを國政に反映せしめざるべからず、之れ其職司の本然性にして素より當然なり、然るに近時我が外交機關が其の本然性に悖り、軍との連絡を怠り寧ろ却て内政各部との連絡に重傾したる結果、軍部は遂に單獨を以て謀、交、兵の三者を併せて之れを掌り、之れを決斷せざるを得ざるに至り、遂に以て今日の「所謂國際

非常時」は軍部の口を籍つて國政に反映し國民に説示せられたり、然して世人以て「非常時は軍部」に發すと成すも我等をして謂はしむれば之れ主として外交機關の無能に歸す、特に外交機關の吏僚を通じて二重外交を放送する如きは不見識の甚だしきものにして「外交其の物」が實質的に「謀、交、兵」たり、謀、交、無能なれば、兵、は全面的に外交の衝に當り以て先づ自ら謀、交に當り百戰百勝猶且つ不善なるを避け以て國家に對する忠信を伸べんとす、何人か之れを二重外交と云はん、二重外交とは外交機關既に空しきの別名にして國家の外交は常に一にして二なきなり、彼の北支に於ける對支外交關係の如きは團匪事件以後今日まで三十年の久しきに亘り、條約上の權利として全面的に駐在軍司令官の掌中に在り、故に軍によりて指導せらるるは之れ外交の一元なり、然して此の重大なる條件を内容とする以上、南京に於ける對支全面的外交が、軍部との協力に依て初めて其

機能發揮すべきは言を俟たず、南京使臣が軍の出張員たる觀あるは、歐洲近時の外交が軍權獨裁者の代理人に依ると何等擇ぶ所莫く特に支那の事、今、南京に決せず莫斯科に萌し華盛頓に豫知し倫敦に決するは識者の常識にして外務の吏僚復た克く之れを識る筈也、然るに世間多く此の認識を缺き、謀、交、兵の要なく専ら經濟通商を事とする半權の小國其他の外交と、謀、交、兵を主要とする對支對露對英米の外交とを同一軌道に置かんとす、詢に誤れるの甚だしきものにして「外的非常時」の依て發するは外務省の不勵に在り、吾人不敏と雖も在外使臣の給與の足らざるは固より能く之れを識り常に同情す、然りと雖も特に此の誤認を是正し自ら豫算の増額要求を以て國民に臨むことを努めざるは外交機關の職務荒怠と云ふべく、敢て議會及び軍部の責に非ざる也、然り而して内國諸政の機關たるもの、今や遽然として心を外に奪はれ、自ら失ひたる心を以て、専ら外に對せん

として内を忘る、不厲の吏民此の間隙に乗じて妄言邪説して無學を煽す、近時盛行の凡百の言、悉く此の憾あり、即ち國家改造、昭和維新の斷行、日英日米日露の開戦と、言何ぞ容易なる？、人をして耳を聳せしめ市に紙布を絶たんとす、然して更らに謂ふ、自由主義の排撃、統制經濟の無制限承認、官業の擴張と、國策濫出言議縱横す、興國の氣或は欣ぶべしと雖も國家應さに應接に違あらず、以て明治以來七十年、經國の先輩苦心經營せる所、淺慮短識一朝にして之れを葬らんとす、何ぞ夫れ遽たしきや、想ふに庶政一新は斯の如くにして成るべからず、即ち先づ内に既設の制度を省み、其蠹喰れたるものを除去、補正して先人施設の本義軌道に還り、而して猶以て足らざるあらば、茲に初めて之れが改廢を策すると同時に、外、世界大國の施設に見て先づ立國の本務に醒むべし、立國の本務とは何ぞ、謂ふにや及ばん、軍備を確立し世界の大國と親睦し大日本國民としての國民生活に安定せん……謂ふ勿れ、君も亦軍擴論者か？然り不脅威不侵略以て東亞の

安定勢力として、大國民の資格に於て、英米と伍し安定せる國民生活を營まんとするは、之れ帝國の國是として 皇上曩に下詔せらる、謹て奉ずべき而已、夫れ治に居て亂を忘れざるは千古の金言也、況んや曩に、聖詔あり、故に今日の事、國防軍備外交が國務の樞軸たるべきは國民各層の悉く惑はざる所なり、然れども謂ふ所の廣義國防の施設に至つては軍部は之れを理論に止め内省以て部内を肅し細目實行に至つては之れを各部各界に委すべし、然らば乃ち各界の先達各々自ら内省して改善補正以て軍要外交の資に精進せん、縱令其要する所多端なりとするも今日の盛運に在る我が皇民は敢て之れが補給に窮すること勿らん、事は貿易産業の上に今、瞭かに之を示しつゝあり、唯、虞るゝ所は何者の不信か、廣義國防の名に於て惑説を流布して民心を惶惑し、外交危殆の妄論を擬構して民心を脅迫せんとす、夫れ人の忠信を疑ひ人の不能を現すは人を鼓舞激勵する所以に非ず、乃ち尊敬なき所人材集らず人材なき所機務擧らず之れを之れ「民命を散ず」と謂ふ、民

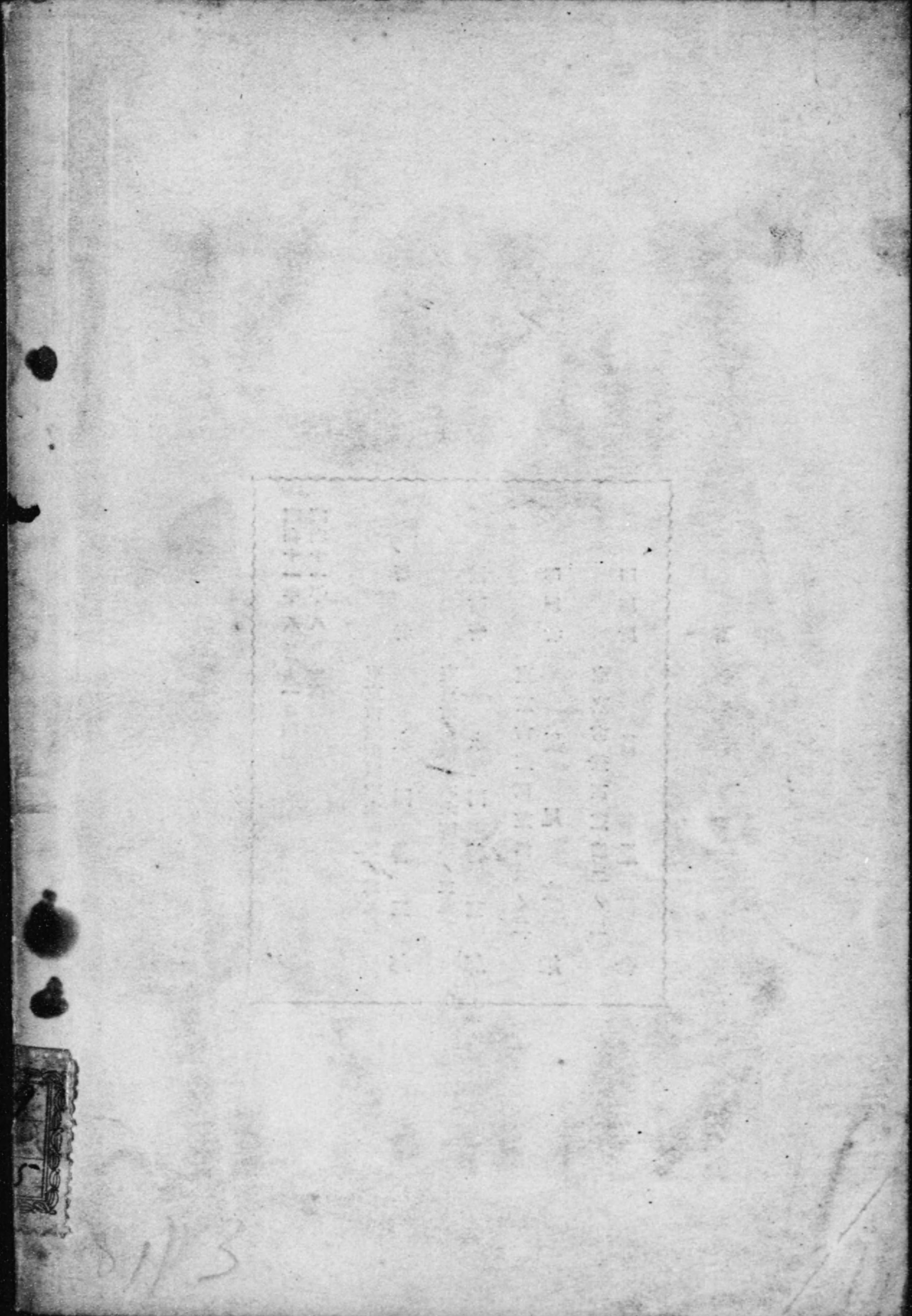
命散じ、人をして倘し竹林の七賢を憶はしむるに至らば之れ亡國の徵にして國命此處に休す、古人中庸を説いて公私の命、茲に繋ると謂ふ、中庸の事内省に出づるは敢て吾人の言を俟たず、之れを古今に施して悖らず之れを東西に行ひて愆らず、之れを國の内外人心の表裏に布きて窮せざる也、國家最高の機務に與かるもの懼れても懼る可し、慎しみても慎しむ可し、世人以て如何と成す、之れ我等が不學不才を以て言を三枝博士に籍り茲に素懷を小篇に托し、人心の特に甚だしきものを刺し、以て内省を軍、吏、民人に檄する所以也、世人悉く之れ内省して激成する勿れ、内省は之れ皇國を寧し軍要、政費、民用共に窮せざる唯一の道なり、凡百の政策は乃ち此の心に發すべし。

古人言あり「平心氣、是養身、報國之工夫也、人心和平則忿厲粗暴之氣自消除」と、吾人の言は之れに出づ、敢て博士の關する所に無之、唯、博士を籍りたる而已、燕言御許し相成度候。(終)

昭和十一年七月三日

昭和十一年八月十一日印刷
昭和十一年八月十四日發行

著者 東京市淀橋區柏木町三ノ三九六 永田善三郎
發行者 東京市淀橋區植木町三ノ三九六 永田善三郎
印刷者 東京市芝區芝浦二ノ三 長尾文雄
印刷所 東京市芝區芝浦二ノ三 日進會



Faint, illegible text or markings within a rectangular border in the center of the page.



8113